

ラテン・アメリカの経済統合と決済・信用取決め

島  
崎  
久  
彌

もくじ

- 一 はじめに
- 二 中米・カリブ地域の経済統合
  - (1) ラ米経済統合の展開過程
  - (2) 中米共同市場
  - (3) カリブ自由貿易連合、カリブ共同体
- 三 南米の経済統合
  - (1) ラテン・アメリカ自由貿易連合
  - (2) ラテン・アメリカ統合連合と南部共同市場
  - (3) アンデス・グループとG3
- 四 ラテン・アメリカの決済・信用取決め
  - (1) 中米多角清算機構
  - (2) カリブ多角清算機構
  - (3) 南米の多角清算機構とアンデス基金
- 五 むすび

## 一 はじめに

周知のように一九六〇年代の末葉に、関税同盟を完成したECは、一九九三年の初頭に、財政障壁の撤廃を除き域内市場を達成しただけでなく、同年一月に発効したマーストリヒト条約によって、EMUと政治、社会統合を三本の柱とするEUに向けて、限りなき接近を試みつつある。それとは対蹠的に、ECをモデルとして、第三世界に簇生した地域的、小地域的経済統合の多くは、長い間初次的な自由貿易地域の創設をめぐる低徊を続けた後、一九八〇年代初頭の経済危機の渦中で機能不全に陥った。遠くスペインの統治時代から継承された歴史的、政治的、文化的同一性と、地理的近縁性を基盤として、他の途上地域に先駆けて、戦後いち早く、経済統合を始動させたラテン・アメリカといえども、その例外ではなかった。同じくラテン・アメリカの国々は、自由貿易地域の形成を通貨面から支援するため、EPU (European Payment Union) をモデルとして、地域的決済同盟を創設したが、それらも一九八〇年代初頭の債務危機下において、その機能を停止したまま、今日に至っている。「空白の一〇年」を克服するため、一九九〇年代を迎えるとともに、ラテン・アメリカの国々は、統合再建の方途を模索し始めたが、とりわけカリブ共同体やアンデス・グループにおいては、共通通貨の創出さえも提言されるに至っている。しかしながら関税同盟の創設すら、困難な現状において、一気に通貨統合を実現しようとする試みは、野心的ではあっても、現実との適合性を欠いたアスピレーションと焦躁感の表白にしか過ぎないといえる。

むしろラテン・アメリカの現状は、北の巨人アメリカの主導の下に、既成の地域的、小地域的な経済統合の枠組を解体し、ラテン・アメリカの国々を段階的にNAFTAに包摂することによって、長期的にはより広域的な西半球自由貿易地域(WHFTA、Western Hemisphere Free Trade Area)の形成を指向する方向へ、事態が進展しつつあるかの

如くにも見うけられるのである。もともとラテン・アメリカは、域内貿易の比率が低い反面、センター国、とりわけアメリカに対する貿易と資本取引の依存度が、きわめて高いのが特徴であるが、メキシコのNAFTA (North American Free Trade Area) への加盟により、ラテン・アメリカの国々は、アメリカ市場へのアクセスに、ハンディキャップを負うことになり、その面からもNAFTAへの接近をはからざるをえなくなっている。

ラテン・アメリカにおける地域的経済統合の失敗は、域内のイデオロギー的な対立、あるいは国境紛争などの政治的な不安定性や、第一次、第二次の石油ショックと、一九八〇年代初頭の債務累積などの経済危機だけでなく、開発戦略の指針とされてきた輸入代替工業化政策の挫折に基因するものであった。輸入代替政策は、一九三〇年代の大恐慌と、第二次大戦中の経験から生み出された開発戦略であり、輸出所得の減少により、カバーしえなくなった輸入品を自給するために、工業化をはかろうとする試みであった。そのためには幼稚産業に対する育成策を講じ、関税面からこれを保護するとともに、無計画な工業化をさけるために、補完計画を推進し、域内貿易の自由化をはかることによって、規模の経済を確保しようと試みたのである。

しかしながら域内貿易の自由化と対外共通関税の導入計画は、加盟国相互の間における経済発展段階の較差や、通商優先主義と開発優先主義との相克によって阻害され、工業補完計画も加盟国の利害が対立したため、所期の成果を達成することができなかった。加えて市場原理の否定と、政府の大幅な介入は、国内産業の保護政策とも相俟って、経済運営の効率性と国際競争力の低下を招き、対外ポジションの悪化を招来するに至った。

輸入代替工業化戦略の代りに、多くのラテン・アメリカの国々は、逆に政府の介入を排除する反面、市場原理と価格メカニズムを重視し、インフレの抑制と財政節度の維持をはかるとともに、貿易、資本取引の自由化を推進するなど、それまでの内向的な政策運営を外向に転換しつつある。その背景としては、同時に計画経済圏の崩壊や、東南ア

ジアの輸出主導型経済運営の成功なども、無視することができないであろうが、より直接的な契機となったのは、一九八〇年代の対外債務危機に対処するため、国際機関やアメリカを中心とする債権国から提示された処方箋であった。とりわけラテン・アメリカの統合戦略に、一大転機を齎すに至ったのは、ブッシュ政権が、一九九〇年に発表したEAI (Enterprise for American Initiatives) であり、それは五一億ドルのAID借款を主体として、対外債務の削減をはかるほか、環境保護や貿易の自由化と、投資の促進をはかるとともに、民主主義と人権を擁護しようとするものであるが、長期的には「アラスカからフェゴ諸島に至る」WFTAの形成を狙いとするものであった。注目されることは、EAIの導入とともに、中米諸国やアルゼンチンをはじめとし、従属理論に立脚して、外資を規制してきたヴェネズエラなどのアンデス・グループまでが、貿易と資本の自由化に乗り出したことである。<sup>(2)</sup> NAFTA加盟の先陣と目されるのは、チリであり、アメリカとの交渉は、アメリカ議会の反対により足踏み状態にあるが、チリはカナダと二国間で、NAFTAをモデルとする自由貿易地域を形成するための交渉に入ることになった。しかしながらEAIは、イデオロギー的に異質な国々を排除するとともに、市場原理の導入を前提とするラテン・アメリカの国々を、自己の陣営に引き入れようとするアメリカの分断政策とみることが可能である。<sup>(3)</sup> たしかに市場メカニズムの導入は、ラテン・アメリカの国々を、競争原理にさらすことによって、効率性を向上させることになるであろうが、旧ソ連経済の再建に失敗したのと同じように、市場原理を絶対視することは、無暴であり、ラテン・アメリカの開発に当っては、同時に構造主義者が指摘したような貧困と失業、および教育や社会保障などの分野における長期的、構造的な調整が必要とされる。<sup>(4)</sup> 本稿は一つの大きな歴史的転換点にさしかかったラテン・アメリカの地域的、小地域的経済統合の軌跡を辿りながら、それを備忘録的にとりまとめたものである。(本稿の作成に当っては、資料の蒐集面で、神奈川大学図書館情報サービス課と東京銀行調査部経済第二課長、現明治大学商学部助教授打込茂子氏に大変お世話になった。ここに記して感謝



の意を表したい。なお、最近の資料は、入手することができなかったが、とりわけラテン・アメリカの決済・信用取決めについては、まとまった文献が存在しないので、本稿が多少なりとも、存在意義をもちうれば幸である。

(注)

- (1) Enrique V. Iglesias, *Reflections on Economic Development*, Washington, 1992, p. 34.
- (2) *Ibid.*, p. 137. Gary Clyde Hufbauer and Jeffrey J. Scott, *Western Hemisphere Economic Integration*, Washington, 1994, pp. 1-3.
- (3) Hufbauer, *op. cit.*, p. 176. Julio J. Nogués and Rosalinda Quintanilla, "Latin America's Integration", in Jaimes de Melo and Arvind Panagariya, (eds.), *New Dimensions in Regioned Integration*, Cambridge, 1993, p. 292.
- (4) Iglesias, *op. cit.*, p. 77.

## 二 中米・カリブ地域の経済統合

### (1) ラ米経済統合の展開過程

「歴史的にみると、一九五〇年代以降、近隣の国々に対して、特権と特惠を供与することに、前向きな姿勢を示したのは、主としてラテン・アメリカのグループであった<sup>(1)</sup>。一九五〇年代は、第三世界において、独立の機運が高揚し、拡散した時代であり、一九六〇年代は、バンドン精神をスローガンとする非同盟運動の展開や、UNCTADの創設によって象徴されるように、南北問題が脚光を浴びた時代であった<sup>(2)</sup>。そのような時代背景の下に台頭したのは、地域主義の潮流であり、バグワッティ(J. Bhagwati)は、一九六〇年代を、第一次地域主義<sup>(3)</sup>(First Regionalism)の時代と名づけている。とくにその先駆をなすに至ったのは、ラテン・アメリカであり、一九六〇年には、早くも中米共同市場(CACM, Central American Common Market)とラテン・アメリカ自由貿易連合(LAFTA, Latin American Free Trade Association)が創設された。一九六〇年代における第三世界の経済統合運動は、ヨーロッパの場合と違って、政

治統合そのものを窮極の目的とするものではなくて、新機能主義に立脚するEEC (European Economic Community) が、政治統合を達成するための手段として用いた経済統合を、本来の目的とするものであった。<sup>(4)</sup> 事実その背景としては、一九五七年に調印されたローマ条約に基いて、関税同盟の創設を指向するに至ったEECの影響を無視することができないが、第三世界の国々にとって、経済成長を高めるためには、工業化が必要であり、関税同盟は幼稚産業を育成するとともに、規模の経済を確保する上において、最も有効な経済協力の形態と目されていたのである。就中、ラテン・アメリカにおける経済統合の展開に、大きな影響を与えたのは、国連のラテン・アメリカ・カリブ経済委員会 (ECLA, Economic Commission for Latin America and the Caribbean) の助言と指導であったが、ラテン・アメリカが、他の開発途上地域に先駆けて、いち早く地域的、小地域的経済統合を、始動させるに至った背景としては、同時に植民地時代からの歴史的、文化的近似性と、とりわけ一九世紀以来のラ米地域統合 (Americanismo) の展開を無視することができないのである。

アメリカニズモとは、ブラジルにもこれを支持する動きがみられたが、もともとはスペイン語圏のアメリカにおいて生起した思想であり、スペイン統治時代からの文化的遺産と革命の経験を、共通の基盤として、国家連合を形成し、安全保障同盟を締結することによって、域外の政治勢力に対抗しながら、自らの同一性を維持しようとする運動であった。次にその展開を一瞥してみることにしよう。南米北部の独立運動を主導し、アメリカニズモのリーダーであったボリバル (Simón Bolívar) が、メキシコと中米、および南米北部のスペイン領によって構成されるスペイン語圏アメリカ連邦 (Union of American States) の創設案を発表したのは、一八一五年のことであった。さらに一八二六年には、スペイン語圏アメリカの統一構想が提唱されたが、四つの副王領に分れていたスペイン語圏のアメリカは、一六(後には一八)の国に分割された。一八二二年に、メキシコと中米は、単一の帝国を形成したが、一八二三年に中米

は、独自の連邦となり、それはさらに一八三八年、五つの国に分裂した。一八三〇年には、グラン・コロンビアが、コロンビア、ヴェネズエラ、エクアドルに分割され、単一国家の形成を主張するブエノス・アイレスのリーダー達の努力にも不拘、ラ・プラタ副王領もアルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ、ボリビアの一部を構成するに至ったが、一八二四年にはペルーが独立し、上部ペルーは、ボリビアに編入された。そのようにしてスペイン語圏アメリカの政治統合を指向するアメリカニズモは、それに逆行するロカリズムの前に屈服することになったが、今日に至るまでラテン・アメリカの統合運動を特徴づける愛憎相反の現象は、この時代に胚胎するともいわれている<sup>(5)</sup>。

アメリカニズモの展開と並行して、一八二六年から一八六五年には、スペイン語圏アメリカのコンGRESが、四回開催され、域外からの政治的、軍事的な脅威に対抗するため、条約が調印されたが、その危険性が後退すると、再びナシヨナリズムが台頭し、もとの分裂状態に陥った。しかしながら米墨戦争を契機として、一八四七―四八年に開催された第二回コルGRESにおいては、外国の侵略に対抗するため、軍事協力と定期協議、および紛争の平和的処理を定めたTreaty of Confederationが策定され、一八五六年のサンチャゴ会議においては、Continental Treatyと呼ばれる同盟、連合条約が締結された。一八六四年の第二回リマ会議においては、ヨーロッパの干渉を排除するため、Unionの創設と、共同防衛を目的とするTreaty of Union and Defenceが策定されたが、この条約は批准されることなく、それ以来ラテン・アメリカのUnionの創設を指向するイニシアティブは、二度と再生することがなかった<sup>(6)</sup>。しかしながら二〇世紀を迎えると、一九三九年にブラジルとアルゼンチンが、工業補完計画と自由貿易地域の創設に関する協定を立案し、一九四一年にはラプラタ川関税同盟(River Plate Customs Union)の創設計画が提唱されるなど<sup>(7)</sup>、経済統合の動きが、俄に胎動し始めた。

第二次大戦後のラテン・アメリカにおける経済統合を、推進する原動力となったのは、ECLAであり、一九四八

年には、早くも小地域的な関税同盟の創設を提唱した。小地域主義を選好した理由は、広汎な地域的経済統合に比べて、凝集力を高め、実効性を期待することができると考えられたためであるが、アメリカのヘゲモニーに対抗するため、一九五八年頃にECLAは、小地域的な接近法を放棄するに至った<sup>(8)</sup>。その当時の経済統合理論は、自由貿易論を地域経済統合に応用したものであり、比較生産費の原理に基づいて、加盟国の経済的な補完性が確立される場合には、規模の経済が確保され、投資の増加とも相俟って、経済成長を達成することができると考えられていたのである。そのようなECLAの思想は、ラテン・アメリカにおける経済統合の初期段階において、とりわけCACMの形成と、その後の展開に大きな影響を与えたが、一九七〇年代の初頭に、ECLAの経済統合理論は、批判的な眼で見られるに至った<sup>(9)</sup>のである。

ECLAにもまして、ラテン・アメリカにおける経済統合の進路を、大きく規定したのは、アメリカのラテン・アメリカ政策である。一九六〇年代に至るまで、アメリカはラテン・アメリカの経済統合に、消極的な態度を示していたが、その理由としては、次のようなことがあげられる。①経済統合は経済転換効果を齎すこと、②国連の開発戦略に影響を与えること、③アメリカは資源の開発を除くと、ラテン・アメリカの経済開発に関心を示さなかったこと、④むしろアメリカは国際共産主義の蔓延に重大な関心を寄せていたこと。そのようなアメリカのラテン・アメリカ政策は、一九五〇年代の末から六〇年代の初めに、急激な転換を示すに至ったが、その原因としてあげられるのは、多国籍企業の展開とともに、キューバ革命の勃発にほかならなかった<sup>(10)</sup>。一九六一年の進歩のための同盟(Alliance for Progress)は、民主制度の強化、経済社会開発の促進および農地改革、労働条件の改善、保健衛生行政の改善、所得の再配分などにより、共産主義の拡散を防止することが主たる目的であった。しかしながら米州機構は、進歩のための同盟の一環として、ラテン・アメリカの経済統合を正式にみとめるとともに、それに先立って創設されていたCACM

とLAFITAを、一九八五年までにリンクするため、新しい機構を設立することについて合意した。一九六〇年に発足した米州開発銀行（IAD、Inter-American Development Bank）は、ラテン・アメリカにおける経済統合を支援するための融資を行うとともに、一九六六年には、技術援助を行うため、ブエノスアイレスにINTAL（Institute for the Integration of Latin America）を創設することになった。しかしながら一九六〇年代の後半には、ベトナム戦争のエスカレーションに伴って、アメリカの援助能力が低下する反面、ラテン・アメリカの国々においては、アメリカの経済的な支配に対するナショナリズムが台頭した<sup>(11)</sup>。それだけでなく加盟国相互の間における経済発展段階の較差と、統合メリットの不均等な配分に対する不満や、貿易の自由化を主張するコマーシャルリズムと、工業化の促進を重視する開発主義の対立が表面化するとともに、政情不安やイデオロギー的な対立などが露呈され、ラテン・アメリカの経済統合は、一九六〇年代の末葉から一九七〇年代にかけて、一大転換の時期を迎えることになったのである。

それを象徴するものは、一九六六年の八月に結成されたアンデス・グループ（Andean Group）が、小地域的な統合路線を指向するに至ったことであり、それは自由貿易理論に立脚する既往の経済統合理論に対する挑戦を示すものであった。なんとなれば自由貿易を第一原理とする統合戦略は、加盟国の間の不均等の発展を増幅するとともに、多国籍企業の経済的支配力を助長するに至ったためである。そこでアンデス・グループは、レッセ・フェールと民間企業のイニシアティブの代りに、中央計画とディリジズムを重視し、域内の低開発グループに対して、特惠と補償をコミットする反面、外国資本に対する規制を導入した<sup>(12)</sup>。一九八〇年のLAFITAからラテン・アメリカ統合連合（LAI A、Latin American Integration Association または ALADI, Association Latinoamericana de Integración）への転換も、同じような考え方に基くものであったが<sup>(13)</sup>、一九八〇年代には、世界的な同時不況と債務累積問題の激化に加えて、ゲリラや国境紛争の頻発などの政治的、社会的な不安を背景として、ラテン・アメリカの経済統合は、事実上枯死状態に



陥った。

一九八〇年代の半頃から一九九〇年代の初頭には、再び経済統合の再建を求める気運が台頭したが、そこにおいては、既に関説したように、それまでの関税障壁によって保護された輸入代替政策の代りに、ネオ・リベリズムに立脚し、貿易と投資を重視する新しい統合戦略がとられることになった。そのような統合路線の修正は、アメリカのラテン・アメリカ政策の変更と、形影の相伴うような形で展開されてきたのであり、長期的にみると、ラテン・アメリカ・プロパールの地域的、小地域的な経済統合は、それをアメリカ中心のWHFTAの枠組みの中に、包摂しようとするアメリカの戦略によって、再編成される形となったのである。ニカラグアにおける共産ゲリラの浸透に、危機感を抱いたレーガン政権は、一九八二年にカリブ開発計画(CBI、Caribbean Basin Initiative)を始動させ、キューバを除く中米、カリブ地域(ニカラグアとガイアナを含む)の独立国と非独立地域に対して、片務的に関税を撤廃したが、それは市場メカニズムを活用して、民間部門の活力を引出そうとするレーガン政権の経済哲学を反映したものであった。<sup>(14)</sup> さらにブッシュ政権は、ラテン・アメリカにおける民主主義と市場経済原理の促進を目的として、一九九〇年にEAIを発足させたが、既述のように、その長期的な目標として、WHFTAの形成が掲げられていたことは、注目に値する。一九九五年には、NAFTAが発足したため、対米輸出依存度の高いラテン・アメリカ、とりわけCACMの加盟国は、貿易転換効果をうけることになり、NAFTAへの接近を促されるに至っている。ラテン・アメリカ諸国とNAFTAとの結節点の役割を果しているのは、メキシコであり、中米・メキシコ協定(Central American Mexican Agreement)は自由貿易の促進を謳っているが、NAFTAのラテン・アメリカへの拡大に当たっては、制度的にも、法律的にも調整を必要とする問題が少くない。<sup>(16)</sup>

## (2) 中米共同市場

ラテン・アメリカの中でも中米諸国は、民族、言語、宗教、文化などの点で同質的であり、歴史的にみても、一八二〇年代に結成された中米連邦共和国への復古思想は、のちに中米共同市場の形成を促すライト・モチーフの一つとなっていた。中米地域には、独立の当初から単一の国民国家を樹立しようとする気運がみられ、一八二一年の独立後は、一時メキシコに合流したが、それから二年後には、五つの州によって構成される Federation of Central American を創建した。しかしながら内部の利害対立、政党間の相剋、ロカリズムと国民主義の角逐などを背景として、内乱が発生し、一八三八年には連邦共和国が瓦解して、グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、コスタリカの五か国に分裂した。その後にも中米連邦を支持し、五か国を統合しようとする動きがみられたが、<sup>(17)</sup> 大国と小国の確執、および各国内部の抗争が絶えなかったため、新しい統合のアプローチとしては、政治統合よりも経済統合が選好されることになったのである。<sup>(18)</sup>

第二次大戦中は、他のラテン・アメリカ諸国、およびアメリカとの間で、緊密な政治、経済協力が展開されるとともに、ラテン・アメリカまたは西半球の経済ブロックを形成しようとする動きもみられたが、第二次世界大戦の直後は、個別的に経済協力が継続されるに過ぎなかった（一例として域内貿易の六〇%を占めるエルサルバドルは、一九五一年に他の中米諸国と双務的に、貿易の自由化に関する取決めを締結したが、ニカラグアに対しては、為替制限を導入する権利を留保した<sup>(19)</sup>）。一九五一年には、ECLAの支援の下に、中米諸国国家機構（ODECA、Organization of Central American States）が創設されたが、それは経済よりも、政治的、文化的な協力を目的とするものであり、一九五五年まで発効しなかった<sup>(20)</sup>。一九五二年の六月に、中米諸国の代表は、経済統合と市場の拡大、および開発計画と企業の創設について、調整を促進する必要性を勧告し、それに基づいて中米経済協力委員会（Central American Economic Cooperation Committee）が創設された。さらに一九五七年には、自由貿易と中米統合に関する多角的条約（Multilateral Treaty on Free Trade



and Central American Integration) への Agreement on the Regime for Central American Integration Industries の第一次草案が作成され、翌年の六月に調印された。この協定は、発効後一〇年以内に、自由貿易地域を漸進的に創設するだけでなく、できる丈早い機会に、関税同盟に移行することを目的とするものであった。そのため第一段階においては、約二〇〇の品目について、直ちに関税を撤廃することになっていたが、自由化品目の多くは域内で生産されていないため、その効果には限界があった(本条約は三か国の批准をえて、発効した)。また工業部門の統合を進めるために、Central American Industrial Integration Commission が創設され、指定された工業製品は、自由に他の加盟国の市場に参入できることになっていたが、この協定は一般原則を掲げるだけで、細目は工業部門毎の議定書に委ねられていた<sup>(21)</sup>(本条約はコスタリカを除く中米各国の批准をえて、発効した)。さらに一九五八年の二月には、中米共同市場を創設するための条約が発効し、一九五九年の九月には Agreement on the Equalization of Import Duties and Charges により、特定の商品について、単一関税が導入された。その他の商品についても、漸進的に関税率の平準化が実施されることになり、中米諸国は一〇年をまたずして、関税同盟を創設するための足がかりをつかむことになった。それとほぼ時を同じくして、一九六〇年の二月には、エルサルバドルが、グアテマラおよびホンジュラスとともに、Treaty of Economic Association を締結し、五年以内に共同市場を創設することを申し合せるとともに、経済統合と経済開発を促進するために、Development and Assistance Fund を創設した<sup>(22)</sup>。しかしながらこれらの条約は相互に重複していたため、それをさけるために、一九六〇年の四月、ECLA は一般協定の草案を作成した。そこにおいては、域内貿易の自由化を即時に達成するだけでなく、五年以内に単一関税率を採用することによって、共同市場を創設するとともに、中米開発銀行を設立することが予定されていた。それに基いて一九六〇年の一二月には、マナグアにおいて、General Treaty of Central American Economic Integration と、関税率の平準化に関する議定書、および中米

統合銀行の定款 (Basic Statutes for the Central American Economic Integration Bank) が調印された。一般協定は上述の Treaty of Economic Association の精神を踏襲したものであり、一九六一年の六月、グアテマラ、エルサルバドル、ニカラグアの三か国が批准して、発効をみるに至った (ホンジュラスは一九六二年の五月、コスタリカは一九六三年の九月、これに参加した)。中米統合銀行 (資本金一六百万ドル相当額) も、その年の五月に発足したが、それは地場の工業投資を行うものではなくて、経済発展の遅れた加盟国に対する資源の配分を主眼とするものであった。<sup>(23)</sup>

一般協定は域内の貿易障壁を撤廃するとともに、対外共通関税を導入し、漸進的に関税同盟を創設するとともに、共通関税行政、単一財政政策、地域産業政策 (一九五八年に調印されたが、実施されるまでには至らなかったため、本条約に挿入された)<sup>(24)</sup>、公衆衛生、労働条件、教育・運輸・農業政策の調整を目的とするものであった。

中米には経済統合に関心をもつプレッシャー・グループがなく、当初は ECLA が統合の展開を主導してきたが、ECLA の統合理論は従属理論に立脚し、交易条件の悪化と低開発を克服するために、工業化を推進しようとするものであった。そのためには、域内貿易の自由化だけでは不十分であり、統合のメリットが、加盟国に均霑されるように、互恵的な商業、工業政策を採用することが、必要であると考えていた。そのような ECLA の統合路線を、大きく転換させることになったのは、キューバ革命を契機として、ラテン・アメリカ政策の修正を迫られるに至ったアメリカの動きによるものであり、一九五九年にアイゼンハワー政権は、中米共同市場の創設を支持するに至った。その場合の原則として掲げられたのは、同年二月に、ディロン 国務次官が明らかにしたように、①全品目に渉る域内貿易障壁の撤廃、②ガット原則の遵守、③民間投資の促進、④資本、労働力の自由移動、⑤域内貿易のドル決済、および軍事面の協力であった。アメリカは一億ドルの経済援助を提供することを見返りとして、中米の経済統合に、アメリカの利益を反映させるため、ECLA 案を出し抜いて、エルサルバドルとホンジュラスの二国間で、経済統合を推

進させようとした。そのような経緯を経て、グアテマラを加えた三か国によって、一九六〇年の二月に調印された Treaty of Economic Association は、ECLA の勧告を完全に無視したものであり、最も大きな打撃をうけたのは、ECLA の勧告する計画的、互恵的な工業発展計画であった。<sup>(25)</sup>

最初の一〇年間に CACM は、大部分の域内関税を撤廃し、一部の例外を除くと、関税同盟の域に到達したが、工業補完計画は、上述のようなアメリカの干渉に加えて、加盟国が並行的に独自の投資を行ったため、成果をあげるこゝとができず、一九七〇年代に至るまでは、勢い貿易面の統合が CACM の中核をなすに至っていた。<sup>(26)</sup> この間に域内貿易は、七〇〇%の増加を示し、域内貿易のシェアも、一九六〇年の六%から、一九六八年の二五%まで上昇したが、域外貿易の伸びは一〇%に過ぎず、対米輸出の占めるシェアは、価格ベースで一九六〇年の七〇%から、一九六八年の三九%に低下した(但、国別にみると、グアテマラとエルサルバドルの対米輸出依存度は、逆に上昇した)。そのような域内貿易の増加は、繊維産業等の振興と、生産性の向上に結びついただけでなく、投資環境の改善とも相俟って、タイヤや食品加工業など分野における中小企業の創出を促すことにもなった。その結果として、GNP に占める工業部門の比重は、一九五〇年の九一・四%から、一九七八年に平均一八%に達し、新規製造業の雇用も、間接的な効果を含めると、年間三〇〇〇人から四二〇〇人にのぼった。<sup>(27)</sup> CACM の創設によって、最も恩恵をうけたのは、多国籍企業の中の先発組であり、それらの企業は、対外共通関税によって保護をうけながら(完成品に対する関税は、従前よりも高目に設定された)、域内取引を拡大することが可能になった。CACM の創設前は、外国からの投資も小規模なものに止っていたが、市場の広域化に伴って、域内の製品貿易は、多国籍企業の子会社によって、支配されることになった。加えて域内貿易の対象とする製品は、ローカル・コンテンツの比重が低いため、正味の域内貿易は遙に少い計算となる。事実 CACM の発足後は、域外輸入の依存度が逆に増大し、総合収支の赤字は、一九六〇年の七七・五億ドルから、

一九七一年に二五〇・六億ドルへと拡大した。<sup>(28)</sup>

国別にみても、貿易の拡大と工業化の進展は、不均等であり、CACMの恩恵を最大限に享受したのは、グアテマラとエルサルバドルであった。経済発展段階の遅れたニカラグアとホンジュラスは、域内貿易の不均衡に陥つたのみでなく、貿易転換効果にもさらされることになった。<sup>(29)</sup> CACMが直面した最初の困難は、関税収入が減少したことであり、政府収入の改善を計るために、一九六二年に、CMCAは新規工業に対する税制面の優遇措置を調整するとともに、一九六七年のSan José Protocolによって、売上税を導入したほか、対外共通関税に三〇%の付加税を課するに至った。<sup>(30)</sup> さらに一九六〇年代の末には、コーヒーやバナナの値下りに伴って、外貨準備が圧迫されただけでなく、貿易面における紛争や報復が反復され、一九六九年にはエルサルバドルとホンジュラスの間で、戦争が勃発した。爾来一〇年間に涉って、中米地域は紛争と社会不安に明け暮れることになり、一九八〇年代の半に至る迄、CACMは冬眠状態を続けることになったのである。とりわけ一九八〇年代の前半には、ドルの復調とともに、為替相場が過大評価となり、戦乱を免れたコスタリカも、一九八一年にはメキシコに先駆けて、対外債務危機に陥った。<sup>(31)</sup> そのような事態に対処するため、当初は伝統的な金融、財政の引締政策が遂行されたが、一九八六年以降は、世銀による構造調整政策が打ち出された。それは既往の輸入代替工業化政策からの一八〇度の転換を示すものであり、経済を自由化することによって、価格の歪みを是正するとともに、生産、輸出、雇用、所得の増大をはかろうとするものであった。そのため導入された新しい戦略としては、①国際投資の促進、②金融の引締め、③財政不均衡の是正、④為替相場の切下げ、⑤Economic Action Plan for Central Americaに基く、経済統合の再編のほか、⑥EAIの枠組みの中におけるアメリカとメキシコの市場統合の漸進的な推進が選択され、CACMの加盟国も、金融、財政、経済、貿易政策の転換を迫られることになった。<sup>(32)</sup>

加えて一九八〇年代の半ばには、中米地域にも局部的に平和が蘇るにつれて、経済、政治統合を、復活しようとする気運が再燃した。一九八六年の五月には、五か国が Central American Parliament の創設について、原則合意に到達し、一九八七年にはコスタリカ以外の国々が、これを批准した。それと同時に経済面においても、貿易の自由化と、第三国同輸出の増進が、中米諸国の共通目的とされ、経済統合の役割が再認識されることになった。そのような動きは、一九八七年八月のサミットにもみられたが、一九九〇年六月のアンティグア・サミットは、貿易と投資と対外債務に対して、開放政策をとることにより、中米諸国の経済と C A C M を、復興させる方針を明らかにした。それは奇しくも、ブッシュ・アメリカ大統領が、E A I を発表する直前のことであり、貿易の自由化と投資、対外債務、環境問題の改善を通じて、ラテン・アメリカを市場指向型の経済に転換しようとする決意が闡明された。一九九一年七月のサミットは、一九九三年までに、対外共通関税を導入することを合意するに至ったが、その年の一月には、一九九七年までに、メキシコとの間で、自由貿易地域を創設するためのフレーム・ワーク協定が調印された。またそれまで関心を示さなかったパナマも、一九九一年の七月、C A C M に参加したほか、その年の一二月には、経済統合を促進し、政治的安定性を確保するために、O D E C A が再開された。そのようにして中米諸国は、グループとして、新しい経済統合の再建に乗り出す一方、ホンジュラスとコスタリカは、一九九〇年の一〇月に、またエルサルバドルとニカラグアとパナマも、一九九一年の六月に、それぞれ E A I に基いて、アメリカと双務協定を締結した。グアテマラも一九九一年一〇月、これに追隨したほか、コスタリカはメキシコ、ベネズエラと、C A C M もコロンビア、ベネズエラと、それぞれ自由貿易協定を締結した。<sup>(33)</sup>

上述のように一九八〇年代の半以降、新に導入された経済統合の戦略は、それまでの輸入代替工業化政策の代りに、貿易の自由化と、民間資本の自律的な行動原則を通じて、輸出競争力を高めようとするものであった。それは市場メ



カニズムを重視するアメリカの経済戦略を體現したものであったが、市場メカニズムを貫徹する場合には、反面において、統合メリットの公平な分配を歪曲し、CACM加盟国の間の不均等の発展を助長する恐れがある。当初のCACMはそのような矛盾を補正するために、自由化の延期、信用制度の導入、工業化の計画的な配分を試みたが、CACMの再建に当っては、統合のコストを補償するためのメカニズムが、全く考慮されていなかった<sup>(34)</sup>。それは同時にCACMを、WHTAに包攝していくための基盤造りにほかならないのであり、CACMは実質的に、上述のようなEAIに基くアメリカと加盟国との双務協定網によって、代替される運命にあってただけでなく、後述のように、アンデス・グループの中の先進的な国々を、漸進的にNAFTAに連動するための結節点としての役割りをも、負担させられることになったのである。

### (3) カリブ自由貿易連合、カリブ共同体

カリブ地域は言語と歴史と生活慣習を、共通にする上、イギリスの植民地行政の下で、単一のグループとして処遇されてきたため、制度的にも、法律的にも近似していた。カリブ地域の政治、経済同盟を創設しようとする構想は、第一次世界大戦後にもみられたというが、この問題が広く論議されるようになったのは、一九四〇年代の後半のことであった<sup>(35)</sup>。カリブ地域における初次的な統合の成果を示すものは、一九五八年に創設された西インド連邦(West Indies Federation)であり、次にそれが、一九六五年二月のカリブ自由貿易連盟(CALIFTA, Caribbean Free Trade Association)に、結実されるまでの展開過程を、一瞥してみることにしよう。

カリブ地域の政治的統一を促進する契機となったのは、第二次世界大戦中に推進された連合国の軍事協力であり、一九四〇年にアメリカは、英領西インドの軍事基地を、イギリスから租借したが、一九四二年には、軍事協力のほか

に、船復の不足や世界市場の荒廃に対処するため、Anglo-American Caribbean Commission が創設された。それは当面する軍事、経済上の緊急対策だけでなく、長期的な経済計画を策定することにより、カリブ地域の経済協力を促進する結果となった。一九四六年には、フランスとオランダが参加して、カリブ委員会 (Caribbean Commission) に改組され、定期的な会合を通じて、農業、貿易、漁業、教育、保険などの分野で、プロジェクトが実施された<sup>(36)</sup>。

一九五〇年代には、ナショナリズムの勃興を背景として、独立への要求が強まったため、イギリス政府も、カリブ地域における連邦国家の創設を始めとする新しい協力関係について、検討を開始した。一九五八年には、Antigua, Dominica, Montserrat, St. Christopher-Nevis-Anguilla, St. Lucia, Vincent, Barbados, Grenada, Jamaica, Trinidad-Tobago によって、西インド連邦が創設され、四年間の過渡期間 (内政については自治権を与えられたが、外交と防衛は、イギリスに委任された) 後に、完全な主権を与えられることになった (一九五九年には、カリブ委員会も解散し、Caribbean Council として、三年間存続した)。一九六二年にジャマイカとトリニダド・トバゴが独立したため、一九六六年に西インド連邦は崩壊し、States in Association with Great Britain (防衛と外交だけは、イギリスに委任された) が成立したが、その後 Montserrat と Anguilla 以外は、それぞれ独立することになった<sup>(37)</sup>。

そのような政治面の展開と並行して、経済統合の分野においても、動意がみられ、一九六五年の七月には、バルバトスとガイアナが、翌年の一月までに、自由貿易地域を創設する計画を決定した。その背後に秘められていたのは、イギリスの EC 加盟が実現する場合に、英連邦特恵が停止され、移民についても制限が加えられることに対する危機感<sup>(38)</sup>の台頭にほかならなかった。一九六五年の一二月には、アンティグアにおいて、自由貿易地域の創設に関する条約が、アンティグア、バルバトス、英領ガイアナによって調印され、さらに一九六七年一〇月のバルバトスにおける第四回首脳会議においては、CARIFTA (Caribbean Free Trade Area) の創設が合意された。CARIFTA の設立



条約が発効したのは、一九六八年五月のことであり、四つの独立国と七つの States in Association with Great Britain、および一つの英領植民地が、これに参加した。CALIFTAは、関税と輸入割当制を撤廃し、例外品目についても、漸進的に貿易障壁を緩和することを目的とするものであったが、その一つの特徴は、後のアンデス・グループにもみられるように、加盟国を開発の進んだグループ（独立国）と低開発グループに区分するとともに、後者に対しては、貿易障壁の撤廃について、特恵的な取扱いを認めたことである。CALIFTAの機構は、広汎な権限を有する閣僚理事会と、日常的な運営に当る Commonwealth Caribbean Regional Secretariat によって構成され、一九六九年には域内低開発グループの開発計画に対する金融、技術援助の提供と、資本投資の促進を目的として、Caribbean Bank (Special Development Bank と Agricultural Development Fund に分かれ、資金は加盟国とアメリカによって、拠出された) が設立された<sup>(39)</sup>。

CALIFTAの設立条約は、その付属文書において、工業育成政策の調和、共同工業開発計画の創始とともに、対外共通関税の導入を、目的として掲げていたが<sup>(40)</sup>、一九七二年の四月、加盟国の首脳は、カリブ共同市場(CALICOM, Caribbean Common Market)を創設することについて合意した。翌年の七月には、バルバドス、ガイアナ、ジャマイカ、トリニダド・トバゴが Treaty of Chaguaramas に調印した。その後多くのメンバーが参加し、一九七四年の五月、CALICOMは、一三のメンバーによって、正式に発足することになった。その目的は共同市場の創設にあつたが、域内関税の撤廃(若干の例外品目についても、漸進的に除去される)と、対外共通関税の導入についても規定されており、「CALICOMは、CALIFTA条約の付属文書が企図したように、共同市場を目的とする関税同盟<sup>(41)</sup>」にはかならなかつた。その他にもCALICOMは、対外政策の調整、保険、教育、交通などの分野における協力を目的とし、域内の低開発グループに対する特例などが設けられた。CALICOMの機構としては、首脳会議、閣僚会議

が設けられ、Commonwealth Caribbean Secretariat<sup>41)</sup> Caribbean Community Secretariat と改名された。そのほか一九七三年には、カリブの投資計画を支援するために、Caribbean Investment Corporation<sup>42)</sup> Regional Shipping Council が設立された（前者には世銀からの借入のほか、イギリス、アメリカ、ドイツ、カナダ、フランス、オランダ、イタリア、スウェーデン、メキシコなどから拠出を仰いだ）。

CALICOM は、市場の規模が小さく（全人口は香港をやや上廻る程度の六百万弱であり、GDP はシンガポールの二分の一弱に過ぎなかった）、経済が開放的（域内貿易の九〇%は自由化されていた<sup>42)</sup>）である反面、バナナ、砂糖、ボーキサイト等少数の伝統的な製品の輸出に偏倚し、対米依存度が高い（一九九〇年には、輸出の四三%、輸入の四二%を占めており、その多くはCBIに基くものであった。その他カナダ・カリブ協定、ロメ協定に基く特惠貿易の比重が大きかった）ため、外部的なショックに弱いのが特徴である<sup>43)</sup>。一九六〇年代は経済も順調に推移したが、一九七〇年代には経済成長率が鈍化し、その原因としては、次のような事由があげられている。①石油を産出するか否かよって、域内の先発グループと後発グループとの較差が、増幅されたこと、②ガイアナ、ジャマイカ、グラナダなどが社会主義を信奉し、域内のイデオロギー的な対立が激化したこと、③石油危機の発生により、トリニダード・トバゴ以外は、予算と国際収支の悪化に直面したこと（バルバドスの砂糖、ジャマイカとガイアナのボーキサイト、アルミの好調も、一時的なものに過ぎなかった<sup>44)</sup>）。一九八〇年代にも、経済の停滞は持続され、域内貿易のシェアは、CALICOMの結成以来、五―八%の低水準に止っていた（なお一九八〇年における域内輸出の二〇―六〇%は、石油取引であり、農産物と食糧品が二五―三〇%を占めていた<sup>45)</sup>）。そのような事態を克服するため、CALICOMは、一九八〇年の三月、一流のエコノミストに、新しい戦略の策定を依頼したが、翌年の一月に提出された報告書においては、特に目新しい勧告が行われなかった。それは偶々レーガン政権の登場した時期と符節していたが、CALICOMの再編に主導権を握ることになったのは、アメリカであり、

レーガンはカリブ海地域と中米を西側の陣営に引き入れるため、一九八一年の七月、カリブ・中米特別支援計画の創設を提唱した。それに対してカリブの外相会議は、アメリカのグラナダに対する経済的圧力に懸念を表明するとともに、アメリカと交渉する場合の共通原則として、支援計画の全地域への平等な適用、主権の尊重、各国の開発計画における優先順位の承認、地域的経済協力の強化を申し合せた。しかしながら一九八一年にレーガン政権の発表したCBIは、これらの原則と合致せず、インフラを造成するための経済援助よりも、貿易と投資を重視した。それだけでなく、共産主義との対決色を強めたレーガン政権は、キューバとグラナダおよびニカラグアを、CBIの対象から除外することによって、カリブの団結を促進するよりも、その分裂を促進した<sup>(46)</sup>。

一九八〇年代初頭の第二次石油ショックと、その後を訪れた世界的不況と、域内の政治的対立の中で、カリブ諸国は、近隣窮乏化政策をとるに至ったが、その反面では一九八一年の七月に、カリブの小さい島々 (Antigua-Barbuda, Dominica, Grenada, Montserrat, St. Christopher-Nevis, St. Lucia, St. Vincent) が、CALICOMの枠組の中で、OECOS (Organization of Eastern Caribbean States) を創設した。それは経済諸資源のプールを試みるとともに、外交、防衛政策の協調をはかることを狙いとするものであった。それから二か月後の一九八三年の一月には、アメリカがグラナダに侵寇し、OECOSに対しても、軍事支援を求めたが、その要請には、一部のメンバーが同調せず、OECOSも分裂に追い込まれることになった<sup>(47)</sup>。

カリブ地域における経済統合に、再生の兆が見え始めたのは、一九八九年七月のグラナダにおける第一〇回首脳会談のことであり、そこでは共同市場を実現するために、次のような行動計画が発表された。①一九九一年を目標とする対外共通関税の導入、②CIPS (CALICOM Enterprise Programming Scheme) 協定の調印、③CIPS-V CALICOM Enterprise Regime の実施に必要なとされる法律の制定、④資本移動の自由化、⑤Regional Equity Venture

Capital Fund の創設に関する検討の開始、⑥金融、為替政策の協調とコンサルテーション、⑦マクロ経済とプロジェクトの協調、⑧熟練労働者、専門職の域内自由移動、⑨航空、海上輸送システムの再検討、⑩国際交渉に当たっての協力と共同代表制、⑪その他カリブ議会、司法委員会、地域株式市場の創設。CIPS は一九八九年の九月に実施されたが、一九九一年に對外共通関税を導入したのは、ジャマイカ、ガイアナ、トリニダード・トバゴに過ぎなかった。一九九〇年八月のサミットは、對外共通関税の実施を延期(域内の大国は、一九九一年の四月まで、その他の国は、同年末まで)したが、一九九一年の四月に至るも、その目標は達成されなかった。<sup>(48)</sup>

一九九一年七月のサミットにおいては、単一の市場経済を形成することが合意され、CALICOM は貿易自由化のフレームワーク協定を、アメリカと締結した。翌年の七月には、CARICOM Investment Fund の設立計画と、對外共通関税の実施計画が採択されたが、その後の事態は、依然として進展を示さなかった。<sup>(49)</sup> 一九九二年には、経済統合の促進をはかるため、West Indian Committee が、次のような勧告を行った。①域内旅行の障害除去、②熟練労働者、専門職の域内自由移動、③共通通貨の創出、④カリブ投資基金の創設、⑤對外共通関税の完成、⑥国際交渉にあたって、エキスパートを動員すること。それをうけて一九九三年三月のサミットは、その年の六月を目標とする改訂統一関税の実施、原産地規則の導入、カリブ中銀総裁理事会の創設、自動車投資基金の設立を決定した。<sup>(50)</sup> またCALICOM の四つの小国は、一九九二年の五月、形成の途上にあった NAFTA に対抗するため、政治同盟の結成について合意したが、これらの国々が對外共通関税を導入しうるか否かは、依然として疑問視されている。<sup>(51)</sup> 共同市場の創設や、共通通貨創出への挑戦は、きわめて野心的な試みであるが、CALICOM の現状は、関税同盟の完成にも至っていないのが実情であり、求心力と遠心力の相剋する中で、統合の進路を模索しつつある CALICOM の前途は、依然として多難である。その反面において、国際経済環境の悪化と域内のイデオロギー的な対立から、経済統合の停滞と、

分裂を余儀なくされたCALECOMは、市場メカニズム重視の経済哲学に立脚するEAIに誘導されながら、NAFTA加盟の中間点へと押しかわりつつあるのである。

継

- (1) Rolf J. Langhammer and Ulrich Hiemenz, *Regional Integration among Developing Countries*, Tübingen, 1990, p. 1.
- (2) Gordon Mace, "Consensus-Building in the Andean Integration System," in W. Andrew Axline (ed.), *The Political Economy of Regional Cooperation*, London, 1994, p. 35 (注1: *Political Economy* 日本語訳)。
- (3) Jagdish Bhagwati, "Regionalism and Multilateralism: An Overview," in James de Melo and Arvind Panagariya (eds.), *New Dimensions in Regional Integration*, Cambridge, 1993, p. 28.
- (4) W. Andrew Axline, "Cross-Regional Comparisons and the Theory of Regional Cooperation," in *Id.*, *op. cit.*, p. 180.
- (5) G. Pope Atkins, *Latin America in the International Political System*, (3rd ed.), Boulder, 1995, pp. 169-170.
- (6) *Ibid.*, pp. 171-172.
- (7) Victor L. Urquidí, *Free Trade and Economic Integration in Latin America*, Berkeley/Los Angeles, 1964, pp. 20-21.
- (8) Atkins, *op. cit.*, p. 174.
- (9) *Ibid.*, pp. 173-174.
- (10) Constantine V. Vaitsos, "Crisis in Regional Economic Cooperation (Integration) among Developing Countries: A Survey," *World Development*, Vol. 16, 1978, p. 727.
- (11) Atkins, *op. cit.*, pp. 174-175.
- (12) *Ibid.*, p. 176.
- (13) *Ibid.*
- (14) 丸谷吉男編『欧米先進諸国とラテンアメリカ』アジア経済研究所、一九八九年、一四四ページ。
- (15) Juan Manuel Villaso, "Challenges and Prospects for Central America in a Global Trade Context," in Irma T. de Alonso, (ed.), *Trade, Industrialization and Integration in Twentieth-Century Central America*, Westport, 1994, p. 260. メキシコは一九九一年の末までに、ラテン・アメリカの三四か国(除ハイチ、スリナム、キューバ)のうち三一か国(含メキシコ)と

フレーム・ワーク協定を締結したが、グループとして調印したのはMERCOSURとCARICOMだけであった (Julio J. Nogués and Rosalinda Quintanilla, "Latin America's Integration," in de Melo, *op. cit.*, p. 306.

- (16) Villasuso, *op. cit.*, p. 261.
- (17) Atkins, *op. cit.*, p. 177. 一九〇七年には紛争の平和的処理をはかるために、Central American Court of Justiceが創設されたが、一九一七年には、アメリカとニカラグアの条約が、コスタリカとエルサルバドルの利益を害するとの判決を不満として、ニカラグアが脱退したため、中米司法裁判所は、一九一八年に解散した (*Ibid.*).
- (18) John W. Crow, "Economic Integration in Central America," *Finance and Development*, Vol. 3, No. 1, 1966, 3, p. 58.
- (19) Urguidi, *op. cit.*, pp. 21-22.
- (20) 一九六二年の一二月に、改正協定が調印されたが、一九六七年一二月には、ホンジュラスとエルサルバドルの国境紛争の解決に失敗しただけでなく、一九七九年以降は、国際経済危機と域内紛争の頻発により、その機能を停止した (Atkins, *op. cit.*, pp. 177-178).
- (21) Crow, *op. cit.*, pp. 60-62.
- (22) *Ibid.*, p. 63.
- (23) *Ibid.*, p. 64. Urguidi, *op. cit.*, pp. 95-101.
- (24) Crow, *op. cit.*, p. 63.
- (25) Vaitosos, *op. cit.*, pp. 727-728. アメリカはCACMの機関に拠出し(予算の五〇%)、その見返りとして、テクニカル・スタッフをコントロールしただけでなく、ローカル・スタッフの抵抗を防ぐため、CACMのSecretariatに対抗するODECAを、財政面で支援した。とりわけBCIE (Central American Development Bank) に対するアメリカの干渉は、より強力であり、ECLAの勧告に基いて作成された草案を、アメリカの意向に副うように改正させたり、CACMの工業計画や工業優先計画を葬り去ったりした。その他主要なポストに、アメリカ人の顧問を配置したほか、BCIEの借入れに対する拒否権を、AIDに付与するなどの方法により、アメリカは自らの政策を貫徹しようとした (*Ibid.*, pp. 728-729)。
- (26) Langhammer, *op. cit.*, p. 30.
- (27) Atkins, *op. cit.*, p. 179. Victor Bulmer-Thomas, *Studies in the Economics of Central America*, NY, 1988, pp. 80-84.
- (28) Vaitosos, *op. cit.*, p. 734. CACMの発足する前は、多国籍企業の投資が、農業、運輸、通信等の分野に限られていたが、一



九六〇年以降は、タイヤ、ガラス、化学等の工業部門に対する投資が増大した。しかしながら多国籍企業の本国に対する利益送金が、経常収支を圧迫しただけでなく、多国籍企業は、生産と雇用の三〇％を支配するに至った。これら多国籍企業の子会社は、域内市場の開拓が目的であり、第三国に対する輸出は、しばしば親会社との協定によって、禁止されていた (Bulmer-Thomas, *op. cit.*, pp. 94-96)。

- (29) Atkins, *op. cit.*, p. 179.
- (30) Bulmer-Thomas, *op. cit.*, p. 78, 80.
- (31) Raul Moncaz and Antonio Jorge, "Economic Prospects for Central America in the Decade of the 1990s," in Alonso, *op. cit.*, pp. 211-212. 一九八二年の金融危機により、域内貿易は一八％減少し、域外貿易もショックを免れることができなかった。その背景としては、次のような事由を指摘することができる。①世界経済のリセッションへの突入、②中米諸国における調整政策の実施(その結果、五か国のGDPは、一九三三年以来最低の水準にまで低下した)、③片務的な輸入制限と為替管理の実施、④内戦と政治不安による輸出供給力の減退(但、交戦国だけでなく、その他の加盟国の間における貿易も、減退したので、政治不安が主因とはいえない)。加えてCACMの工業化は、消費財生産の域を脱することができなかったため、消費財生産の増加は、資本財、中間財の輸入を増加させることになった (Bulmer-Thomas, *op. cit.*, pp. 89-91)。
- (32) Villasuso, *op. cit.*, pp. 255-256.
- (33) Gary Clyde Hufbauer and Jeffrey J. Schott, *Western Hemisphere Economic Integration*, Washington, 1994, pp. 120-121.
- (34) Emilio Rodriguez, "Central America : Common Market, Trade Liberalization and Trade Agreements," in Roberto Bouzas and Jaime Ros (eds.), *Economic Integration in the Western Hemisphere*, Notre Dame, 1994, pp. 147-148.
- (35) Richard L. Bernal, "CARICOM : Externally Vulnerable Regional Economic Integration," in Bouzas, *op. cit.*, p. 172.
- (36) Atkins, *op. cit.*, p. 180.
- (37) *Ibid.*, p. 181.
- (38) Anthony Payne, "The Politics of Regional Cooperation in the Caribbean : The Case of CALICOM," in Axline, *The Political Economy*, p. 78.
- (39) Atkins, *op. cit.*, p. 181.
- (40) Payne, *op. cit.*, p. 79.



- (41) Langhammer, *op. cit.*, p. 33.
- (42) *Ibid.*, p. 32.
- (43) Bouzas, *op. cit.*, p. 173.
- (44) Payne, *op. cit.*, pp. 75-76. トリニダード・トバゴ以外は、ベネズエラと双務協定を締結し、オイル・ドルを吸収しようとした。一九七五年にジャマイカは、双務協定を締結し、ポークサイトとアルミをベネズエラに輸出する代りに、ベネズエラはジャマイカにおけるアルミ工場の建設費を、一部負担した。その結果として、その前年にトリニダード・トバゴ、ジャマイカ、ガイアナの三か国で合意された共同アルミ工場の建設計画は、打撃をうけることになった。なお南米には、中米との協力を拒否する Williams の説と、逆に中米との友好関係を説く Manley 説の対立があった (*Ibid.*, pp. 83-86).
- (45) Bouzas, *op. cit.*, pp. 176-177. 貿易の停滞した原因としては、次のようなことが指摘されている。①地域決済取決めの崩壊、②経済政策面における協調の失敗、③経済主権の移譲に対する抵抗、④経済戦略と経済哲学の相違、⑤保護主義と為替管理の蔓延、⑥為替相場の混乱、⑦対外債務の累積と調整政策に基く輸入の減少 (*Ibid.*, p. 178).
- (46) Payne, *op. cit.*, pp. 87-89. CBI はそれまでの軍事基地中心の戦略の代りに、経済援助を通じて政治的安定性を確保しようとするものであり、カリブ地域諸国は、アメリカ市場へのアクセスを期待するとともに、一般特恵関税の資格を失った一部中米諸国もこれを歓迎した。しかしその結果は失望的なものであり、その理由としては、アメリカの輸入の七%がカバーされたに過ぎないこと、成長性の高い繊維やアパレルを始め、石油、マグロ、砂糖、牛肉などが、例外品目とされたこと、インフラストラクチャーの整備を軽視したことなどがあげられる。その代りに援助は、軍事的に重要なホンジュラス、エルサルバドル、コスタリカの国際収支支援や消費支出に向けられた。CBI はそのような戦略的な目的に基くものであったため、ニカラグア、ガイアナ、スリナムは、非公式にその適用をみとめられなかった (Stark K. Tucker, "The Caribbean Initiative," in Kimmo Kiljunan, *Region to Region Cooperation between Developed and Developing Countries*, Aldershot 1990, pp. 89-90, 92, 96-98).
- (47) Atkins, *op. cit.*, p. 183.
- (48) Bernal, *op. cit.*, pp. 179-180, Hufbauer, *op. cit.*, p. 124.
- (49) Atkins, *op. cit.*, p. 183.
- (50) Bouzas, *op. cit.*, pp. 180-181.
- (51) Hufbauer, *op. cit.*, p. 125.

### 三 南米の経済統合

#### (1) ラテン・アメリカ自由貿易連合

南米における関税同盟の創設計画が、始めて論議されたのは、一九四八年に開催された第一回 ECLA 会議の席上においてであったが、その後この問題の検討は中断され、時として域内貿易の拡大について、論議が交されるに過ぎなかった。ヨーロッパにおいて、関税同盟の創設を目的とするメッシナ会議が開催された一九五五年の九月に、ECLA は貿易委員会 (Trade Committee) の創設を決定するとともに、域内貿易の拡大をはかるため、地域的決済取決めと工業化政策について提言を行った。一九五六年の八月には、ECLA のコンサルタントが、地域的貿易地域を創設する可能性について、報告書を提出したが、その翌年の九月には、米州機構 (OAS, Organization of American States) の経済会議が、ラテン・アメリカにおける地域的広域市場の創設を支持する決定を行った。一九五八年には国連の経済社会理事会も、同旨の決議を行ったが、その年の八月には、アルゼンチン、ブラジル、チリ、ウルグアイのエキスパートが会合し、テラン・アメリカ特惠制度の創設について、検討を行った。その翌月にはその計画の促進を求める宣言が発表され、ガット事務局のコンサルテーションが実施された。一九五九年の二月には、ECLA の作業グループが、ラテン・アメリカ共同市場の基本原則について、勧告を行ったが、同年四月には、アルゼンチン、ブラジル、チリ、ウルグアイのエキスパートが、ECLA と協力して、自由貿易地域の創設に関する草案を作成した。これはサンチャゴ草案 (Santiago Draft) と呼ばれ、他の南米諸国に対しても、参加の呼びかけが行われた。その翌月に開かれた ECLA 貿易委員会の第二回会合においては、ラテン・アメリカ共同市場の基本原則について、決議が採択され、予備的な条約案を作成するために、政府のエキスパート会議が開催されることになった。上述のサンチャゴ草案に修

正を加えたものは、リマ草案 (Lima Draft) と呼ばれるが、公式の提案を行うために、政府間会議がウルグアイにおいて開催された。その年の九月には、アルゼンチン、ブラジル、チリ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイの代表 (メキシコとベネズエラは、オブザーバーとして参加した) が、モンテヴィデオにおいて、L A F T A の草案を作成した。さらにその年の十一月には、アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、ペルーおよびウルグアイが、ガットに対して、自由貿易地域の創設に関する提案を通告するとともに、その翌月には、国連総会において、ラテン・アメリカ共同市場と米州開発銀行 (I D B, Inter-American Development Bank) の創設に関する決議が成立した。そのような経緯をへて、一九六〇年の二月に、ラテン・アメリカの八か国代表は、モンテヴィデオにおいて、自由貿易地域の創設に関する公式の提案を作成し、その月の一八日には、アルゼンチン、ブラジル、チリ、メキシコ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイの間における自由貿易地域と、テラン・アメリカ自由貿易連合の創設を目的とするモンテヴィデオ条約 (Montevideo Treaty Creating a Free Trade Area between Argentina, Brazil, Chile, Mexico, Paraguay, Peru and Uruguay and Establishing the Latin American Free Trade Association) の調印が行われた。四月には L A F T A の暫定委員会が、モンテヴィデオに設置され、ガット事務局のコンサルテーションが行われた。一九六一年の一月二月には、ブラジルとチリが条約に調印し、その翌月にはアメリカの大統領が、L A F T A を支持する声明を発表した。五月には非加盟国との関係について検討が行われ、六月一日に、L A F T A は正式に発足することになった。それと同時に常設の執行委員会が、モンテヴィデオに設置され、年二回会議を開いて、関税の引下げと、輸入制限の緩和に向けて、協議が行われることになった。<sup>(1)</sup>

L A F T A は、市場の拡大と経済発展の促進を目的とし、それを達成するために、域内における輸入障壁の漸進的な撤廃と、最恵国待遇の付与、および関税引下げなどの商業政策を重視した。その政策は、交易条件の悪化と、資本

財輸入の増加を防止するために、輸入代替をはかろうとするECLAの考え方を、反映したものであった。LAFTAは、同時に工業政策面においても、補完協定(Complementation Agreement)に関する規定を設け、複数の加盟国の間で合意された特定の工業製品について、貿易の自由化計画を設定した。自由貿易地域は、二三年間の過渡期間後(一九七三年)に完成することを目標(その後一九六九年のカラカス議定書=Protocol of Caracasにより、一九八〇年の末まで延期された)とし、統一関税の導入については、コミットされなかった(一九六五年には、外相会議、中銀総裁会議が設置され、貿易自由化以外の分野においても、協力が行われることになった)。

LAFTAの貿易自由化計画は、特惠的取扱をうける品目の共通リストと、ある加盟国が他の加盟国に供与した譲許を、他のすべての加盟国に適用する国別リストによって行われることになっていた。共通リストについては、第二段階の一九六七年以降、自由化が進展せず、国別リストも、一九六〇年代の末葉になると、行き詰ることになった。その理由は、競争力の弱い加盟国が、国内産業を保護する観点から、競争力の強い他の域内産品に対する警戒心を募らせる一方、域外輸出に成功した競争力の強い加盟国にとっては、域内貿易の拡大のために、関税譲許という犠牲を払う必要性が少なくなったためである<sup>(3)</sup>。

そのようにして貿易自由化計画が挫折するに伴って、逆に活用されることになったのは工業補完計画であり、その理由は、国別リストによって供与される譲許と違って、その利益が協定の当事国だけに限定されたためであった<sup>(4)</sup>。しかしながら工業補完協定を活用することができたのは、クロス・ボーダーの活動ができる多国籍企業を擁する三大国<sup>(5)</sup>だけであり、二四の補完協定の大部分は、限られた工業製品を対象とするものであって、域内分業の促進と、域内広域市場の形成に寄与するものではなかった<sup>(6)</sup>。それから明らかなように、LAFTAの利益を、最大限に享受したのはBig Three(メキシコ、ブラジル、アルゼンチン)であり、域内の相対的後発グループに属するボリビア、エクアドルとパ

ラグアイのみならず、チリ、コロンビア、ペルー、ウルグアイも、これに不満を表明した。L A F T A は、域内の相対的後発グループに対しては、「特別譲許リスト」を作成し、他の加盟国は、これらのグループに対してのみ、関税譲許を与えるシステムが導入されていたが、供与国に対する反対給付がないため、このシステムも、行き詰まることになった。<sup>(7)</sup> それだけでなく、輸出競争力の強い域内の先発的な三大国に有利な貿易の自由化は、域内における経済較差を、一段と拡大させることになり、加盟国相互の反目を、招来する根因ともなったのである。もともと貿易障壁によって保護された広大な国内市場を擁する三大国のローカル企業は、貿易の自由化に対する関心が低調であり、これらの国々との競争を恐れる中進国も、市場の開放に対して、警戒的であったのに対して、相対的後発グループは、特惠的な取扱いを要求した。工業補完計画についても、産業界は、政府や国際機関の干渉に対する危惧感から、それに乗り気でなく、L A F T A は外国企業の貿易と投資を促進し、ローカル企業を破壊するトロイの馬に擬せられていた。事実 L A F T A は、超国家的な機構を欠いていたため、その空白をぬって、L A F T A における統合計画の立案と実施に、大きな影響を与えるに至ったのは、多国籍企業であった。C. V. Vaisos によると、L A F T A の最初の一年間に、一九四四回開催された関税の譲許に関する会議には、延にして七九八六人が出席したが、そのうちの三〇二六人は民間企業の代表であり、しかもそのうちの半分以上が、外資の比率が八〇%以上を占める多国籍企業の現地子会社の代表であった。多国籍企業は、統合を推進し、あるいはそれを阻止する上で、重要な役割を演じ、一九六七年までに供与された五〇〇〇の関税譲許のうち、多国籍企業一〇〇社の域内輸出に係るものは、僅かの七〇に過ぎなかった。各種の調査が示すところによると、多国籍企業が域内の工業化計画と投資に、イニシアティブをとったのは、第一次補完協定における I B M のように、ごく限られたケースに過ぎなかった。<sup>(8)</sup>

L A F T A の域内貿易は、一九五〇—五二年に貿易全体の九%を占めていたが、それは多分に小麦、コーヒーなど



の値上りを反映したものであり、一九六〇年代は平均八%、一九七〇年代は同じく一〇%を占めるに過ぎなかった。そのみでなく、既述のような諸困難に直面したL A F T Aは、本命とする関税の引下げ計画も、工業補完計画も、予定通りに達成することができず、一九六八年までに、その機能は、事実上停止状態に陥ることになった。一九六九年には、既に関説したように、カラカス議定書が調印され、自由貿易地域の目標期限を、当初の一九七三年から一九八〇年の末まで延期したが、コロンビアとウルグアイは、批准を拒否した<sup>(9)</sup>。そのような、停滞を打破するために、L A F T Aは自己を改造し、L A I Aに転身したが、やがて北部の中進グループは、小地域的なアンデス・グループを結成し、南部の国々も同じく小地域的な南部共同市場へと分極化していくことになったのである。

## (2) ラテン・アメリカ統合連合と南部共同市場

カラカス議定書の目標期限が近づいた一九七〇年代の末葉になると、L A F T Aの停滞を克服するために、モンテヴィデオ条約の全面的な見直しを求める気運が台頭し、一九八〇年の八月には、新しいモンテヴィデオ条約が調印された。新条約には、L A F T Aの旧加盟国がすべて参加し、一九八一年の三月に発効した。それに伴ってL A F T Aは、ラテン・アメリカ統合連合(L A I A、Latin American Integration Association、またはA L A D I、Asociación Latinoamericana de Integración)に移行することになった。L A F T Aは、既述のように、共通政策を推進するとともに、加盟国相互の政策調整を促進する上で必要とされる超国家的な機関を欠き、経済統合の形態としては、比較的ゆるやかなものに止っていたが、それをさらに緩和したL A I Aは、「協力と統合のミックス」<sup>(10)</sup>のようなものであった。その反面において、L A F T Aが自由貿易地域の創設を目標とするに止っていたのに対して、L A I Aは長期的な目標として、共同市場の漸進的な創設を、第一条に掲げるに至った。創設の経緯からみても、L A I AはL A F T Aの後身

であり、相似している面がみられるのは当然であるが、両者は次のような点において異<sup>(11)</sup>っている。

第一にL A I Aは、多国間ベースの関税引下げ交渉を排除するものではないが、双務的協定によって、実現できるところから、二国間だけでも貿易の自由化を実施し、将来これを多国間あるいは域内全体の協定に拡大しようとしたことである。第二は域内を相対的先発グループ、中進グループ、相対的後発グループに分け、相対的先発グループは、中進グループに対して、他の相対的先発グループよりも、また相対的後発グループに対しては、中進グループよりも、有利な関税譲許を行うこととしたことである。また相対的後発グループ（ボリビア、エクアドル、パラグアイ）に対しては、他の加盟国が、工業製品を主体とする特定産品に対して、関税その他の制限を、全面的に撤廃する「市場開放リスト」方式を採用した。第三はL A I Aの加盟国が、域外の開発途上国に対して、特惠を供与した場合には、これと域内の相対的後発グループに対しても適用するものとし、特惠の供与が域外の先進国に対して行われた場合には、これをL A I Aの全加盟国に適用する義務が課せられたことである。第四はL A F T Aが、年四回開かれる加盟国会議を、最高の意思決定機関としていたのに対して、L A I Aは外相理事会を、最高の機関としたことであり、事務総長は外相理事会によって、任命されることになった。また二国間協定を多国間協定に拡大してゆくため、L A I Aにおいては、加盟国会議に代って、評価・統合会議が設置された。その他にもL A I Aが、L A F T Aのように、輸入代替産業を助成するよりも、双務的な貿易関係の強化を主眼とし、開発よりも通商を重視するに至ったことは、相異点の一つといえる。さらにL A I Aが、非加盟国と民間団体に、限定的とはいえ、参加を認めていることも、特色の一つとみられている<sup>(12)</sup>。

上述のような双務主義に基いて、貿易の自由化を、弾力的に促進するアプローチと並行的に、経済補完、農業、通商の促進と金融取決め（決済、信用）、および科学・技術協力と観光については、全加盟国の参加する地域的なアプロ



チがとられることになった。これら二つのアプローチに基いて、一九八〇年以降、実施された旧取決めとの再交渉は、一九八八年に完了したが、その結果多数の双務的協定、とりわけアルゼンチンとブラジルとの間には、膨大な数にのぼる協定が締結された<sup>(13)</sup>。しかしながらL A I Aにおける特惠的な貿易取決めは、為替相場の過大評価によって、効果が相殺され、さらには石油ショックと累積債務問題によって、経済的な諸困難が、加速化されたため、域内貿易の拡大に対するL A I Aの貢献は、L A F T Aを凌ぐことができなかった<sup>(14)</sup>。

そのような状況の中で、一九九一年には、アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイが、アスンシオン条約 (Asunción Treaty) に調印し、後述のアンデス・グループにならって、小地域的な南部共同市場 (M E R C O S U R、Common Market of the South, Mercado Común del Sur) を結成した。M E R C O S U Rの濫觴は、一九八六年の七月に締結されたBrazil-Argentina Program for Integration and Cooperation Agreementに遡るが、その背景としては、ブラジルとアルゼンチンにおける民主的政権の登場と、ディリジズムの後退があげられる。この協定は、経済面の協力だけではなく、外交と原子力の分野における協力や、両国における民主主義の促進などを、目的とするものであった。一九八八年の十一月には、両国間でTreaty of Integrationが調印され、二国間で貿易の自由化を達成しようとしたが、この条約は一九八九年に批准されたものの、実施されるまでには至らなかった。一九八九年には、一九九八年を目途として、共同市場を創設することが合意され、一九九〇年の三月には、ブラジルが貿易を全面的に自由化した。それまでの商品別の自由化政策は、関税の自動的な引下げ方式に切りかえられたが、それは一九九五年の一月一日までに、関税同盟を創設することを目的とするものであった。この新しいアプローチは、一九九〇年六月のActa de Buenos Airesに体现されるとともに、パラグアイとウルグアイも、これに参加し、一九九〇年の十二月には、A C E - 14 (Acordo de Complementação Econômica 14) の枠組の中で、L A I Aの双務協定として、正式に承認された (M

ERCOSURは、LAI Aの枠組みの中における小地域的な経済統合である。それに先立つ一九九〇年の六月には、EAIが発表されていたが、アルゼンチン、ブラジル、チリ、パラグアイ、ウルグアイの代表は、ブラジルにおいて会議を開き、MERCOSURの大綱を決定した<sup>(15)</sup>。

MERCOSURは、ラテン・アメリカにおける人口の四五%、面積の六〇%、GDPの五〇%を占め、LAI Aの先進グループと、その隣接国によって構成されるため、市場性に恵まれている。それだけでなく、パラグアイを除けば、加盟国の一人当り国民所得も、ほぼ拮抗しており<sup>(17)</sup>、経済発展段階的にも、MERCOSURは、かなり等質的とみることができる。

MERCOSURの直接の目的は、一九九五年までに、関税同盟を創設することにあつたが、対外共通関税の導入は、アルゼンチン、ブラジル両国の考え方が相違していただけに、簡単な問題ではなかつた。アルゼンチンは、資本財、エレクトロニクス製品、通信機器に対する関税を、引下げようとしたが、ブラジルは関税保護を求めたため、対外共通関税の設定は、一九九四年の六月まで延期された。同じく域内貿易の自由化にしても、農産物、とくにブラジルの砂糖については、完全な自由化が困難であり、工業製品についても、一九九四年にアルゼンチンは、スケジュールに従って、自動的に関税を引下げ、あるいは例外品目から除外する計画に反対するとともに、若干の品目については、過渡的な措置を要求した。工業製品の中でも、とりわけ問題になったのは、両国間における最大の交易品目である自動車とその部品の取扱いであつた。自動車およびその部品は、アルゼンチンが一九九二―九三年に記録した対ブラジル入超額の大宗を占めており、対外共通関税の導入は、二〇〇一年まで、延期されることになった。しかしながらブラジルとアルゼンチンとの間における自動車産業の統合は、かなり進展しており、規模の利益（一九九三年における両国の市場規模は、一六〇万台に達した）を享受するとともに、部品やモデルに応じた生産の分業体制と、新規投資の域

内配分も、実施されつつある。アルゼンチンにおける自動車生産の規模は、ブラジルに及ばないが、アルゼンチンといえども、量産化に伴って、償却とモデルチェンジの期間を短縮することが可能になった。<sup>(18)</sup>

ちなみに一九九一年から一九九三年の間に、MERCOSURの域内貿易は、七〇%増加したが、そのうちの七五%は、ブラジルとアルゼンチン両国の間の貿易によって占められており、その間の伸びは、一二%に達した。<sup>(19)</sup> そのようにして、MERCOSURの創設当初におけるパフォーマンスは、CACMやCALIFTAの停滞とは、対蹠的に、きわめて順調であった。

### (3) アンデス・グループとG3

LAFTAの停滞から離脱するため、いち早く地縁性と経済的同質性を基盤として、小地域的な経済統合を創設したのは、アンデス・グループ (Andean Group) である。LAFTAに不満を抱く南米北部の中進国、チリ、コロンビア、ベネズエラとペルーは、一九六六年の八月、チリ大統領の呼びかけに応じて、ボゴタ声明 (Declaration of Bogotá) を発表し、共同市場を創設する計画を明かにした。それに基づいて上述の四か国は Andean Development Cooperation の設立条約を、一九六八年の七月に調印するとともに、一九六九年の五月には、アンデス共同市場を創設するための Andean Pact (Agreement of Cartagena) に調印した。アンデス共同市場の創設計画には、チリ、コロンビア、エクアドル、ペルーのほか、一九六七年にポリビア (当初参加を拒否したのは、太平洋へのアクセスを拒否するチリに対する反撥によるものであった)<sup>(20)</sup> が参加し、一九七三年の二月には、ベネズエラがこれに加わった。本部はリマに置かれ、①外交代表委員会、②委員会に対して提案を行う理事会、③専門家の諮問委員会、および④財界、労働団体の代表によって構成される経済社会理事会が設立された。そのような独立した共同体機関が、新設されたことは、アンデス・グループ

プの一つの特徴である。

アンデス・グループが結成されるに至った背景としては、新国際経済秩序の形成を指向する第三世界におけるナショナリズムの勃興とともに、LAFTAの停滞、およびそれに対する不満をあげることが可能であり、一九六五年に、チリの大統領は、三大国に有利なLAFTAを改造するために、専門家の意見を求めるべきであると提言した。<sup>(21)</sup> アンデス・グループの戦略は、貿易政策面において、輸入代替政策に立脚し、域内市場の拡大を通じて、規模の利益を確保するため、域内貿易の自由化を推進する反面、域外からの輸入に備えるため、高率の対外共通関税を導入しようとするものであった。しかしながら域内貿易を自由化するだけでは、衡平原則を貫くことが不可能であり、LAFTAを例にすると、最大の受益国であったブラジルの域内輸出シェアは、一九六二―六四年に、全加盟国の一六%を占めるに過ぎなかったが、一九七六年には二六%に上昇する反面、ブラジルの域内輸入に占めるシェアは、逆に三五%から二七%に低下した。<sup>(22)</sup> そこでアンデス・グループは、域内貿易の自由化のほか、LAFTAの達成しえなかった工業補完政策を推進することによって、経済統合の利益とコストの公平な域内配分をはかるとともに、高度の輸入代替を達成しようとした。アンデス・グループの工業化政策に関連して、とくに注目されることは、多国籍企業の交渉力を制限し、外国投資に対する共通政策を打ち出したことであり、そのためにアンデス投資コード (Andean Investment Code) を制定するとともに、一九七一年には Andean Pact on Foreign Capital (Decision 24) を採択して、<sup>(23)</sup> これを実施した。<sup>(23)</sup> その背景には、既述のように、LAFTAの関税引下げ交渉に、大きな影響力を行使する反面、工業補完計画の推進に当って、生産の域内再転換に消極的であった多国籍企業の行動に対する民族主義的な反撥がひめられていた。<sup>(24)</sup> アンデス・グループの統合戦略は、三層の構造をもち、その第一は貿易の自由化であったが、LAFTAやCACMの経験をいかし、例外品目は、認められなかった。第二は対外共通関税の設定であり、域内の先進グループ

は、一九七〇年までに、最低の対外共通関税率を、一七五の品目に対して適用するとともに、一九八〇年を目途として、対外共通関税を導入することになった。第三は工業計画（産業合理化と部門別計画に分かれていた）と経済政策の調整（通商政策と経済政策に区分された）、および域内の後発グループに対する特例であった。<sup>(25)</sup> そのような、アンデス・グループは、「開発途上の世界における最も進歩した統合過程であり、自由貿易に加えて、一九九四年の五月までに対外共通関税の実施が予定されているほか、独特の知的財産権制度やサービスに関する共通のルールなど、より深化した統合過程の特徴を備えていた」<sup>(26)</sup>。

事実一九七〇年代の初頭に至るまで、アンデス・グループは、第三世界における民族主義の高揚を背景として、順調に推移したが、対外共通関税の導入は一九八〇年の目標期限に至るも達成されなかった。この問題は、カルタヘナ協定を修正した一九八七年のキト議定書（Quito Protocol）に盛り込まれたが、一九九〇年代の初頭に至っても、陽の目をみるには至らなかった。経済政策の調整も、農業部門において、若干の進展がみられただけであり、部門別の工業計画も、金属加工、石油化学、肥料、自動車以外は、障害に直面した。部門別の工業計画は、一九八三年と一九八七年に大幅の見直しを余儀なくされ、当初の拘束力も、大幅に減殺された。外資規制も一九七七年と一九八〇年代に、修正されただけでなく、アンデス投資コードは、キト議定書によって完全に放棄され、アンデス・グループは「当初計画の青白いイミテーションに過ぎなくなってしまった」<sup>(27)</sup>。

もともとアンデス・グループの創設に当っては、貿易の自由化と工業開発のプライオリティをめぐって、各国の利害と思惑が対立していたのであり、コロンビアとチリが、工業ブルジョアジーの利益を代弁したのに対して、ボリビア、エクアドル、ペルーが関心を抱いたのは、経済的な問題よりも、歴史的、軍事的、政治的な側面であった。高コスト産業の保護を求めるベネズエラは、貿易の自由化に反対したが、工業化の進んだコロンビアとチリは、貿易の自



由化を支持するとともに、特定部門の工業化と共通外資政策に対して、賛意を表明した。ボリビアとエクアドルは、幼稚産業を保護するために、関税の引下げをはじめとする貿易の自由化政策を、最小限に抑止しようとする反面、多国籍企業との対立の経験がないため、しばしば外資との提携を促進しようとした。ベネズエラとチリは、外部との競争にさらされることを懸念して、貿易の自由化に反対しただけでなく、政府の干渉を危惧するの余り、工業化計画に対しても、支持を明らかにしなかった。ペルーは、アグロ・ビジネスの利益を代表し、経済統合に不満を抱いていたが、一九六八年に登場した軍事政権は、態度を一八〇度転換した。その背景としては、エクソンの子会社を接收したため、アメリカと対立するに至ったこと、チリとの国境紛争が発生したこと、さらにはエクアドルにおいて石油が発見されたことなどがあげられる<sup>(28)</sup>。しかしながら当初通商政策を重視してきたアンデス・グループの統合戦略は、カルタヘナ協定の前夜に至って、漸く通商主義と開発主義との均衡のとれた妥協点を見出すことに成功したが、ベネズエラは、依然としてコロンビアとチリの重視する通商主義に反旗をひるがえした<sup>(29)</sup>。

アンデス・グループが最初に直面した危機は、一九七四年から七七年にかけ、折からの第一次石油ショックと累積債務問題を背景として、通商政策と工業化をめぐる域内の対立が激化したためであった。目標期限の接近した対外共通関税の導入に対して、チリは協定の変更を要求し、コロンビアがこれに同調したのに対して、ベネズエラとペルーは、保護関税の維持を主張し、エクアドルもこれを支持した。またチリ、ボリビア、エクアドルは低関税率を主張し、これに反対するベネズエラやペルーと対立した。工業化計画については、一九七三年のクー・デター以降、シカゴ学派の洗礼をうけるに至ったチリが、計画の廃止と、政府介入の排除を主張するとともに、通商主義的傾向の強いコロンビアも、工業化計画に消極的な態度を示したのに対して、ペルー、ベネズエラ、エクアドル、ボリビアは、当初の工業化計画を強く支持した。またチリが Decision 24 の緩和を求め、ボリビアがこれに同調したのに対して、石油収入



があるため、外資に対する依存度が低く、石油と鉄鉱業を国有化して、ナシヨナリズムの旺盛なベネズエラは、きびしい外資規制の存続を主張し、エクアドルが、これを支持した。一九七四―七六年の危機は、一九七六年にチリが、アンデス・グループから離脱したために、落着いたが、統合の弾みは、回復されなかった。<sup>(30)</sup>

アンデス・グループの直面した第二の危機は、一九八〇年代の前半における第二次石油ショックと、世界的不況によって、コロンビアを除く加盟国、とりわけペルーとボリビアが大きな打撃をうけたことである。域内貿易は、一九八〇年以降急減し、一九八六年には、その規模が一九八〇年代初頭の二分の一にまで縮小した。<sup>(31)</sup> そのような状況の中で、各国は為替の切下げと貿易制限を、相次いで実施したが、さらに一九八一年には、ペルーとエクアドルの国境紛争が発生し、アンデス・グループは、その崩壊をさけるために、自由化計画を延期せざるをえなかった。アンデス・グループの工業化計画と外資規制についても、一九八〇年に、軍事政権に代って登場したペルー政府が、見直しを要求し、債務危機に陥っていたベネズエラも、それに異を唱えることができなかった。<sup>(32)</sup>

一九八六年以降、カルタヘナ協定は、一連の議定書や決定によって、なし崩し的に修正を余儀なくされるに至った<sup>(33)</sup>が、最大の危機は、一九八七年五月のキト議定書の採択であった。その結果として、外資規制は撤廃され、工業化計画も破綻を来ただけでなく、対外共通関税の導入は、完全に忘却された。多角主義は双務主義に代替され、<sup>(34)</sup>アンデス・グループは「L A I A に接近<sup>(35)</sup>」せざるをえなかった。

しかしながら一九八五年には、その反動として、復古的な機運が台頭し、同年五月のカルタヘナ宣言(Cartagena Manifest)は、カルタヘナ協定に帰れと叫んだが、ベネズエラとエクアドルは、キト議定書を支持し、コロンビアは自由貿易を主張した。<sup>(36)</sup> しかしながら一九八九年二月のガラパガス島における首脳会談は、一つの転換点を示すものであり、そこにおいては、小数の品目を除き、一九九一年の末(ボリビアとエクアドルについては、一九九五年の末)までに、

自由貿易地域を形成し、一九九七年の末（上記の二か国の場合は、一九九九年）までに、関税同盟を創設することを決定した。<sup>(37)</sup>一九九〇年五月の首脳会談においては、共通通商、産業政策の策定と、エネルギー政策および対外債務の交渉にあたって協調を維持することが合意されたほか、アンデス議会の直接選挙、ECをモデルとする共同市場の創設が提唱された。<sup>(38)</sup>一九九〇年の十一月には、ボリビアが自由化を繰り上げ、一九九一年五月には、エクアドルもこれに追随した（その反面において、若干の農産物のほか、コロンビアの主張する自動車と鉄鋼の自由化については、反対論が強く、三年間の過渡期間が導入されたが、一九九二年の初めに、過渡的な措置は、撤廃された）。その翌月の首脳会談においては、次のようなことが合意された。①一九九二年の一月までに、関税同盟を創設すること。②ボリビアに対しては、特例を与えられること。③ペルーは例外品目の除去に、六か月の猶予を与えられること。④輸出と生産に対する補助金を、一九九三年一月に撤廃すること。⑤第三国との交渉を、多角ベースで行うこと。対外共通関税については、合意に到達することができなかったが、ベネズエラとコロンビアは、双務的に対外共通関税を設定した。しかしながら一九九二年の四月には、ペルーにおいてクー・デターが発生し、ペルーは同年六月、一時的にグループから離脱した。その反面において、一九九二年の九月には、エクアドルが自由貿易地域に参加したが、対外共通関税の導入については、コロンビアが税率の引上げに反対するとともに、エクアドルが特恵的な取扱いを要求したため、またしても実施が延期された。<sup>(39)</sup>

それより先の一九九〇年八月には、コロンビアとベネズエラとメキシコの間で、一〇年間に自由貿易地域を創設するため、Group of 3を結成することが合意されたが、それはメキシコとコロンビア、メキシコとベネズエラの双務協定によって構成され、コロンビアとベネズエラの関係は、アンデス・グループのルールによって規定される。しかしながらGroup of 3の結成については、それぞれの当事国内部で反対があったために、停滞を続けたが、一九九二年の

一二月に、メキシコの交渉団が、NAFTA交渉の担当者に交替してから、事態は急速に進展した。一九九三年の一〇月に開かれた三か国の大統領会談は、自動車と農産物以外の品目を、一〇年間に自由化し、双務的なLAI A協定の対象品目については、協定の発効時に、関税を撤廃することを決定した。その翌月には、協定の草案が作成されたが、ベネズエラ新政権がこれに反対したため、調印にはこぎつけることができなかった<sup>(40)</sup>。

Group of 3の交渉が難航したため、コロンビアとベネズエラとチリの三か国は、双務協定を締結し、若干の品目のほかは、出来る丈早いペースで、双務的に、自由化を推進することを決定した。チリとベネズエラの協定は、一九九三年の四月に、またチリとコロンビアの協定は、同年一月にそれぞれ調印され、一九九四年一月に発効した。そのほかコロンビアとベネズエラは、CACMと自由貿易協定の交渉を行うとともに、CALICOMに対しても、同様の申入れを行ったが、いずれも交渉は進展していない<sup>(41)</sup>。

(注)

- (1) Victor L. Urquidí, *Free Trade and Economic Integration in Latin America*, Berkeley/Los Angeles, 1964, pp. 130-135. その後一九六四年には、コロンビアとエクアドル、一九六六年にはベネズエラ、一九六七年にはボリビアが、それぞれLAF TAに加盟した。一九六四年には、モンテヴィデオ条約の問題点を検討するために、特別委員会が創設され、LAF TAとCACMの統合が提言された。その翌年には、プレビッシュ(Raúl Prebisch)らの四賢人によって、一九七五年までに、共同市場を創設すべきであるとの勧告が行われた (Miguel S. Wionczek, *Economic Cooperation in Latin America, Africa and Asia: A Handbook of Documents*, Cambridge, Mass., 1969, pp. 38-39)。
- (2) 『ラテン・アメリカ自由貿易連合から経済統合へ』(日経調査資料81-1)、(社)日本経済調査協議会、一九八一年五月、一ページ。
- (3) 「ラテン・アメリカ統合連合ALADIの進捗状況」『月刊海外市場』、一九八一年二月号、一二ページ。
- (4) 前掲、日経調査資料、一二ページ。
- (5) Rolf J. Langhammer and Ulrich Hiemenz, *Regional Integration among Developing Countries*, Tübingen, 1990, p. 23.

- (6) 前掲『月刊 海外市場』一五ページ。
- (7) 同右、一二ページ。
- (8) Constantine V. Vaitsos, "Crisis in Regional Economic Cooperation (Integration) among Developing Countries: A Survey", *World Development*, Vo. 16, 1978, pp. 722-723, 731-733.
- (9) G. Pope Atkins, *Latin America in the International Political System* (2nd ed.), Boulder, 1995, p. 185.
- (10) Langhammer, *op. cit.*, p. 25.
- (11) 前掲『月刊海外市場』二二—二四ページ。
- (12) Langhammer, *op. cit.*, p. 25. Atkins, *op. cit.*, p. 187. 新モンテヴィデオ条約の第一条は、経済補完協定について規定しているが、その目的は、生産要素の最大限の活用、均衡のとれた競争条件の確保、製品の国際市場への進出の促進にあり、旧条約に比する、積極性を欠いている(前掲『月刊海外市場』一五ページ)。その他L A I Aは、Parliamentary Assemblyを設置した。(Atkins, *op. cit.*, p. 188)
- (13) Atkins, *op. cit.*, p. 188.
- (14) Langhammer, *op. cit.*, pp. 26-27.
- (15) Winston Fritsch and Alexandre A. Tombini, "The MERCOSUL: An Overview", in Roberto Bouzas and Jaime Ros (eds.), *Economic Integration in the Western Hemisphere*. Notre Dame, 1994, pp. 81-83, Julio J. Nogués and Rosalinda Quintilla, "Latin America's Integration", in Jaime de Melo and Arvind Panagariya (eds.), *New Dimensions in Regional Integration*, Cambridge, 1993, pp. 294-296. Atkins, *op. cit.*, p. 188. Maria Beatriz Nogueira, "MERCOSUR and Free Trade in the Americas", in Sidney Weintraub (ed.), *Integrating the Americas*, London, 1994, p. 144. マルゼンチンとブラジルの貿易関係は、二段階に分かれ、第一段階の一九八六—一九九〇年には、マルゼンチンのブラジル向輸出が増大したが、一九九〇年以降の第二段階においては、マルゼンチンの輸入需要が増加した(Nofal, *op. cit.*, p. 143).
- (16) Fritsch, *op. cit.*, p. 81.
- (17) Nogués, *op. cit.*, p. 296.
- (18) Nofal, *op. cit.*, pp. 141-142.
- (19) *Ibid.*, pp. 142-143.

- (20) Gordon Mace, "Consensus-Building in the Andean Integration System : 1968-1985," in W. Andrew Axline (ed.), *The Political Economy of Regional Cooperation*, London, 1994, p. 36.
- (21) *Ibid.*, p. 35.
- (22) Georg Koopmann, "Ten Years Andean Pact : A Reexamination", *Intereconomics*, May/June, 1979, p. 116. なおトミンテス・グループは、人口とGDPをみると、ブラジルの10分の1に過ぎないが、いずれの点においても、メキシコに匹敵している (*Ibid.*, p. 117.)
- (23) José Antonio Ocampo and Pilar Esguerra, "The Andean Group and Latin American Integration", in Bouzas, *op. cit.*, pp. 123-124. Mace, *op. cit.*, p. 45. Atkins, *op. cit.*, p. 186.
- (24) Ocampo, *op. cit.*, pp. 123-124.
- (25) Mace, *op. cit.*, pp. 42-43.
- (26) Ocampo, *op. cit.*, p. 122.
- (27) Mace, *op. cit.*, pp. 42-45.
- (28) Vaitos, *op. cit.*, p. 724, 726. 但、エクアドルは一九六五―六八年にかけて、輸出が増大し、貿易自由化の恩恵を、一部享受したが、自由化は万能薬ではなかった (*Ibid.*, p. 725).
- (29) Mace, *op. cit.*, p. 39. ベネズエラが一九六九年に参加しなかった理由は、①アメリカとの通商協定を締結していたため、アンデス・グループへの参加によって、アメリカ市場へのアクセスに支障を来すことが懸念されたこと、②石油の産出に伴って、ベネズエラがアンデス・グループの乳牛となることを嫌ったことによる。 (*Ibid.*, p. 39). ベネズエラが一九七六年に参加した理由は、次の通り。①統合の成功、②ニクソン・ショック、③アメリカとの通商協定が、アメリカ市場へのアクセスを保証しなかったこと、④石油収入が、部門別工業化計画を利用する上で、有利とみられたこと、⑤ペレス大統領の指導力、⑥加盟前の交渉で譲歩をかちとったこと (*Ibid.*, p. 51).
- (30) Mace, *op. cit.*, pp. 50-56.
- (31) Ocampo, *op. cit.*, p. 131.
- (32) Mace, *op. cit.*, p. 59.
- (33) Atkins, *op. cit.*, p. 186.

- (34) Mace, *op. cit.*, p. 60.
- (35) Langhammer, *op. cit.*, p. 29. 国内経済政策の調整は、科学技術協力によって代替され、部門別の開発計画は、新規工業部門の造成よりも、既成工業部門の効率化に重点がおかれた。なお共通自動車計画も放棄された (*Ibid.*)。
- (36) Mace, *op. cit.*, p. 61.
- (37) Ocampo, *op. cit.*, pp. 124-125.
- (38) Mace, *op. cit.*, p. 61.
- (39) Ocampo, *op. cit.*, pp. 125-128.
- (40) Ocampo, *op. cit.*, pp. 139-140.
- (41) *Ibid.*, pp. 141-142.

#### 四 ラテン・アメリカの決済・信用取決め

##### (1) 中米多角清算機構

ラテン・アメリカの地域的経済統合は、ECをモデルとするものであったが、それを端的に示すものは、地域的な多角清算機構の相次ぐ創設であった。ヨーロッパにおいては、EPUがヨーロッパ主要国の部分的な交換性の回復とともに、発展的に解消されたのとは、対蹠的に、中米諸国は、一九六一年の General Treaty of Central American Economic Integration の発効と、ほぼ時を同じくして、中米清算機構 (Central American Clearing House) を創設した。中米における地域的金融、通貨協力を推進する母胎となったのは、一九五二年に、中米五か国の通貨当局によって開催された定例会議であり、そこにおいては、通貨問題や銀行行政に関する広汎な問題が討議された。中米清算機構の創設を求める提言が行われたのも、定例会議の席上であったが、この問題が公式に検討されることになったのは、一九五〇年代の後半のことであった。中米清算機構の創設に関する協定 (Agreement establishing the Central American



(Clearing House)が、五か国の通貨当局によって調印されたのは、一九六一年七月のことであり、それが発効したのは、翌年の九月のことであった(但し、ニカラグアは一九六二年五月、コスタリカはその翌年に、それぞれ参加した<sup>(1)</sup>)。

中米清算機構の創設に当って、加盟国の中央銀行は、各加盟国の通貨を使用することとしたが、清算機構を経由するか否かは、加盟国の採量に委ねられた<sup>(2)</sup>。五か国のうち為替管理を実施していたエルサルバドルとグアテマラで発行された小切手などの対外決済手段は、当該発行国の通貨当局によって、スタンプが押捺されていない限り、清算機構を経由しても、他の加盟国によって、受理されなかった。逆に両国は、他の加盟国の中央銀行から、清算機構を経由して提示される銀行券について、毎月決済の限度を設定した(そのためホンデュラスにおいては、決済限度額をこえる銀行券を取引するために、並行市場が形成された)。債務の返済に当って、支払通貨が特に定められていない場合、他の加盟国における債権者に対する決済を、清算機構経由で行うか否かは、債務者の自由な選択に委ねられていた。そのような場合には、ドルよりも自国通貨で決済する方が、債務者にとって簡便なので、勢い清算所経由の決済が選好されることになるが、その場合の域内取引は、純然たる国内取引と同じように決済された<sup>(3)</sup>。

清算機構を経由する決済の対象とされたのは、通貨、銀行小切手、個人小切手、手形、支払命令書、および貿易取引から生ずるその他の決済勘定となっていた<sup>(4)</sup>。清算機構を経由する決済メカニズムは、次の如くである。①A国の債権者は、B国の債務者の振出した手形、小切手等の対外決済手段を受取ると、それを自国の市中銀行に持参する。②市中銀行はそれをA国の中央銀行に提出する。③A国の中央銀行は、それをB国の中央銀行に送付し、B国の中央銀行は、支払銀行に提示して、手形、小切手等の代り金を、B国の通貨で回収する。④代金を取立てたB国の中央銀行は、清算機構とA国の中央銀行に対して、支払の通知を行う。⑤清算機構は、A国の中央銀行の勘定を貸記すると同時に、B国の中央銀行の勘定を借記することによって、A、B両国間の決済を完了する。⑥A国の中央銀行は、A国

通貨でA国の債権者に対して代り金を支払い、それによって両国間の債権、債務は、完全に清算されたことになる。

清算機構における取引は、ドルと等価の計算単位、中米ペソ (Central American Peso, CA) に換算される。そのため加盟国は、協定を批准した時に、自国の為替相場を、清算機構に対して通告する。計算単位は、同時に為替リスクに対する保証を与えることにもなり、自国の為替相場を変更した場合、中央銀行間におけるアン・ルートの取引は、変更前の為替相場によって決済される。この取扱は、市中銀行間におけるアン・ルートの取引にも拡大されることになり、市中銀行は清算機構を経由する取引について、全面的な為替保証をうけられることになった。<sup>(5)</sup> なお中米ペソは、後述のように、一九八〇年代に、清算機構が機能を停止するまでの約二〇年間に涉って、中米通貨のニューメレールとしての役割を果してきた。その間中米ペソの価値には、大幅な変更がなく、五か国の通貨は、交換性を維持するとともに、ドルに対して安定性を確保することに成功した。そのほかにも中米ペソは、中米統合銀行の融資にも、利用された。<sup>(6)</sup>

加盟国は三〇万ペソ相当額を、清算機構に拠出し、その二五％に相当する七五万ドルは、保証基金 (Guarantee Fund) に充てられた。残りは加盟国の自国通貨によって、拠出され、運転資金 (Operation Fund) に充てられた。加盟国が為替相場を変更した場合には、自国通貨の拠出額を調整しなければならなかった。また加盟国は、清算機構における自国の債務残高が、自国通貨による拠出額を上廻る場合、当該超過部分について、対ドル交換性を保証しなければならぬ。<sup>(7)</sup> 加盟国が自国通貨によって、拠出した部分は、加盟国が清算機構を通じて供与する信用の限度額に相当するが、ネットの債務残高が、クレジット・ラインを超える場合、債務国は、保証基金が立替払いをしたドルを、清算機構に返戻しなければならない。そのために清算機構は、毎週各加盟国のポジションを計算し、ネットの清算残高については、年に二回 (六、十二月) 決済が行われる。その間は、加盟国中央銀行相互の中間信用が供与されるが、清

算期間中といえども、クレジット・ラインを超過したネット債務については、債権国の要求するところに従い、一週間以内に交換可能通貨によって、決済しなければならぬ<sup>(8)</sup>。

そのほか中米五か国の中央銀行は、中米小切手 (Central American Check) の創出に関する議定書に調印した。中米小切手は、旅行小切手として利用されるだけでなく、銀行取引になじみの薄い人々に対して、低廉で画一的な域内決済の便宜を提供することを目的とし、商業銀行が、各国中央銀行の代理人として、自国通貨を対価として発行することになっていた<sup>(9)</sup>。しかしながら、清算所を経由する取引の規模に比べて、保証基金の規模が相対的に小さく、ドル決済の立替えも不十分なため、一九六三年の八月、清算機構の理事会は、保証基金を廃止する代りに、各加盟国の中央銀行が、相互に五〇万ドル相当額の自国通貨建クレジット・ラインを設定する案を提唱した。この案は一九六四年の一月に承認され、クレジット・ラインを超過した部分のドル決済についても、合意が成立した。さらに一九六七年の一月には、クレジット・ラインが、二百万ドルに引き上げられるとともに、各加盟国の中央銀行は、任意にそれぞれのクレジット・ラインを増枠できることになった<sup>(10)</sup>。そのような経緯をへて、一九六四年には、一九六一年協定に代って、中米通貨同盟を創設するための協定 (Agreement for Establishment of the Central American Monetary Union) が調印された。新協定の目的としては、為替相場制度の統一と通貨の安定、交換性の促進、多角清算制度の拡充、域内通貨の利用度の向上、金融支援の促進、法制の画一化、金融・財政政策の調整、情報の交換とコンサルテーション制度の確立が掲げられ、その一環として、中米清算機構の運営に関する協定 (Agreement Governing the Central American Clearing House) の改正も、一九六九年の一月に承認された。それに伴って加盟国の中央銀行は、他の加盟国の中央銀行に対して、五〇万ドル相当額まで、自国通貨で、信用を供与することになったが、年二回の清算後、ネットの残高が、クレジット・ラインを超過する場合には、債権国の要求に基き、交換可能通貨によって決済されることに

なった<sup>(11)</sup>。その結果として、それまでは自動的であるが、単に限定的な中間信用を供与する清算同盟に過ぎなかった<sup>(12)</sup>中米清算同盟は、信用供与機能を内蔵した決済同盟に移行することになったのである。

一九六〇年代の後半には、輸出価格の低落にともなう、国際収支の危機が発生し、一九六六年にコスタリカは、輸入の抑制をはかるために、複数为替相場制度を採用した。一九六七年には、国際収支対策を討議するために、理事会が開催され、既に閑説したように、サン・ホセ議定書が調印された。そのような状況の中で、一九六九年の九月には、加盟国の一時的な対外不均衡を金融面から支援することによって、正常な為替相場制度を維持するために、中米通貨安定基金 (Central American Monetary Stabilization Fund) が創設された。そのために加盟国の中央銀行は、交換可能通貨で拠出 (一九七二年には、一五百万ドルの拠出を行ったが、さらに五百万ドルの拠出を要請できることになって<sup>(13)</sup>) 行ったほか、アメリカも、EPUに対すると同じように、一〇百万ドルを拠出した<sup>(14)</sup>。そのほかベネズエラ中央銀行は、スワップ協定を締結し、スイスのユニオン・バンクなども、クレジット・ラインを設定した。安定基金からの借入れは、準備の喪失や、国際収支の季節的な変動に対処するために行われ、加盟国の第二線準備として、外貨準備とIMFの借入れを補完することになった。借入れは、前一二か月間における金・外貨準備の喪失額の七五%、または拠出額の四倍を限度とし、国際収支の赤字によって、準備を喪失した場合には、五年以内の借入が認められたが、借入に当っては、国際収支の改善策と、借入れの返済計画を提出しなければならなかった。通貨評議会 (Monetary Council) は、貸出の期間と返済のスケジュールを決定したが、IMFとは情報を交換するとともに、その技術協力を仰いだ (エージェント銀行は、グアテマラ中央銀行が代行した<sup>(15)</sup>)。

その後一九七四年の八月に、通貨評議会は、五か国中央銀行の運営を通じて、中米の経済統合を促進するため、通貨取決めを締結したが、それは既往の協定を補完するものであった<sup>(16)</sup>。また一九七七年の一〇月には、メキシコと中米

清算機構のメンバーが、互専的に清算と信用の便宜を提供する協定に調印したが、メキシコとCACMの間の貿易は、全体の1%前後に過ぎないため、この協定は余り重要性をもたなかった。<sup>(17)</sup> 一九六〇年から一九八〇年に至るまで、中米地域からの資本の流出は、他のラテン・アメリカ諸国に比べると少く、財政均衡主義の伝統の下で、中央銀行は自律性を維持したため、インフレ率もアメリカに比べて、遜色のない水準に止っていた。そのような状況の中で、共通通貨地域の形成と、清算機構の創設は、域内貿易、とりわけ食品などの製品貿易を促進する上で、効果的であったと評価する向きもある。<sup>(18)</sup> しかしながらその反面において、清算機構は、「五か国中央銀行の貴重な統計と、訓練のサービスを提供するに止り、それら中央銀行の国内金融政策のコオーディネーターとして行動するようには、運営されなかった（中略）。資本の流れをコントロールしたり（中略）、五か国の為替評価と外貨準備のインバランスの再調整に取り組むこともしなかった」<sup>(19)</sup>。

とりわけ重要なことは、EPUの経験からも明かなように、恒常的な債権国と債務国の対立を、未然に防止することが、多角的清算機構の運営にとって、不可欠とされたことである。この点で中米清算機構の実績をみると、一九六四―六九年の間に、貿易収支のポジションが逆転した例は、五か国中一か国に過ぎなかった。<sup>(20)</sup> またEPUはOECEの貿易自由化計画と平行的に展開されたが、中米の多角清算機構は、貿易の自由化計画とも、連動されていなかった。<sup>(21)</sup> ちなみに中米多角清算機構の清算実績をみると、一九六五年には、僅の一五百万ドルが清算されたに過ぎなかったが、一九八〇年には一二億ドルに達し、平均すると、そのうちの八〇%以上が、自動的に清算された。しかしながら一九八一―八六年には、未決済残高が、ゼロから七億ドルに増加し、債務国の支払不能も続出したため、一九八六年の清算金額は、一八七百万ドルに急減した。<sup>(22)</sup> それに伴って清算機構を経由する域内貿易の割合も、一九八〇年の九〇%から一九八六年には四五%に低下した<sup>(23)</sup>（清算機構を経由しない取引には、現金による国境貿易も含まれる）。一九七二年の



夏には、コスタリカの国際収支が悪化した、中米通貨安定基金は、コスタリカに対する融資を検討さえもなかった。コスタリカは事実上、清算機構から一時的に離脱せざるをえなかったが、一九八〇年代を迎えるとともに、中米清算機構は、重大な危機に直面した。

その原因は、第二次石油ショックと、その後の世界的な不況に対処するため、拡大政策がとられたため、資本の逃避とも相俟って、国際収支の悪化と対外債務の累積が激化する中で、中米諸国が輸入制限を実施するに至ったためである。それに対応して、中米諸国の政治情勢も、急激に悪化し、準備の涸渇するに伴って、清算機構のネット債務残高に対するドル決済も、停止状態に陥った。そのような状況の中で、民間部門もバーター取引を愛好するとともに、清算機構を経由する取引を忌避するに至った。中米五か国の中央銀行は、事態の改善をはかるために、中米輸入権(DICA Derechos de Importaciones Centroamericanas)を発行し、貿易取引の決済手段に充てることとしたが、そのメカニズムは、次の如くである。①域内貿易の輸入業務は、中央銀行からDICAを購入し、輸出業者に交付する。②輸出業者は、中央銀行でそれを自国通貨に換金するか、他の輸入業者に市場相場で転売することができる。しかしながら麻痺状態に陥った中米清算機構は、単なる統計局に転落し、一九八四年遂に、その機能を停止せざるをえなかった。<sup>(25)</sup>一九九〇年六月のアンティグア・サミットは、Central American Economic Action Planを採択し、その一環として新しい地域的決済制度の確立を掲げたが、<sup>(27)</sup>その後の動きについては、寡聞にして知悉しない。

## (2) カリブ多角清算機構

カリブ地域の中央銀行間における金融、通貨協力は、一九七三年にCALICOMが発足する以前から、中銀総裁委員会(Committee of Central Bank Governors) Managers of Monetary Authoritiesを通じて行われ、金融政策と為



替相場政策について、コンサルテーションが行われていた。中でもトリニダード・トバゴの中央銀行は、石油収入に支えられた強固な経済基盤をバックとして、カリブ海諸国の国際収支を金融面から支援してきた<sup>(28)</sup>。しかしながらカリブ海諸国が、域内取引の決済に、多角清算制度を導入したのは、CACMやLAFTAよりも遙に後のことであり、CALIFTAの多角的清算ファシリティを創設するための協定 (Multilateral Clearing Facility of the Caribbean Community) が、六か国の中央銀行、通貨当局によって、調印されたのは、一九七七年六月のことであった。

カリブ多角清算機構は、多角清算とともに、加盟国通貨を域内の決済手段として利用することによって、外貨準備の節約をはかることが主たる目的であったが、それは同時に、域内中央銀行間の金融協力を促進し、民間銀行部門の協力を密にすることによって、域内貿易と経済成長の促進をはかろうとするものでもあった。カリブ多角清算機構は、次のような業務をまとめられた。①各加盟国のみとめる取引をカバーするために、加盟国の商業銀行が行う加盟国通貨の売買、②理事会によって承認された取引の決済、③政府間の贈与、借款、その他の支払。清算業務は、トリニダード・トバゴ中央銀行が代行し、<sup>(29)</sup> 清算は毎年、六月一日と二月一日に行われた。計算単位には、ドルが使用され、ネット債務残高の決済も、ドルによって行われた。債務国のドル決済は、ネット債務残高の五〇%を下廻ってはならないことになっていた。<sup>(30)</sup> 清算機構は、中間信用を供与したが、加盟国の中央銀行は、相互に、一定のクレジットラインを設定した。

カリブ多角清算機構の清算実績は、一九七九年が二七四・五百万ドル、一九七八年が三三二・五百万ドルであった。域内貿易の規模が異なるため、単純に清算の金額だけでは判定できないが、それはLAFTA多角清算機構の一九六六年における実績(一〇六百万ドル)を上廻る反面、伸び率ではCACMの多角清算機構の実績を下廻った。<sup>(31)</sup> とくに一九八〇年代初頭の逆オイル・ショックと、累積債務問題は、カリブ海諸国を直撃し、カリブ多角清算機構も、CACM

やL A I Aの多角清算機構と同じく、一九八四年に活動を停止せざるをえなかった<sup>(32)</sup>。

一九八九年のUNCTAD事務局報告書によると、CALICOMの首脳会談においては、清算機構を再開するため、清算機構に対する加盟国債務の返済方法をはじめとし、域外からの支援を条件とするRegional Payment Support Systemの創設や、域内貿易を促進するための輸出金融について、提案が行われるなど、再建の方途が摸索されるに至った。とくに一九九一年の首脳会談には、West Indian Commissionの中間報告("Towards a Vision of the Future")が提出され、さらに翌年の最終報告("Time for Action")においては、次のようなきわめて野心的な提言が行われた。①共通通貨を創出するための措置をとること、②加盟国通貨の交換に伴うコストを節減すること、③為替市場の混乱を除去し、貿易を促進すること、④カリブ共通通貨を創出するため、カリブ通貨庁(Caribbean Monetary Authority)を創設する可能性を検討すること。さらに一九九三年のサミットは、通貨同盟への段階的な接近をはかるため、カリブ共同体中央銀行総裁理事会(Council of Governors of the Central Bank of the Caribbean Community)を創設することを決定した<sup>(33)</sup>。

しかしながらCALICOMの現状をみると、それは二、(3)でのべたように、関税同盟さえも完成されていないのが実情である。たしかにカリブ海諸国は、E A Iによって主導された市場原理の導入によって、CALICOMの再建をはかりつつあるが、それは域内のイデオロギー的な対立を克服し、CALICOMを再建するよりは、CALICOMを再編成し、ゆくゆくはNAFTAにこれを包摂していくためのプロセスに他ならないように思われるのである。CALICOMに止らず、第三世界における経済統合計画は、ともすれば現実よりも理念と願望が先行し、徒に壮大ではあるが、現実との適合性を欠如した構想や宣言が、独り歩きしていることも稀ではない。関税同盟や政治的統一さえも、完成されていないCALICOMが、共通通貨を創出し、通貨統合の創設を提唱することは、非現実的

とのそしりを免れ難いが、この点で注目されたのは、OECSが共通の中央銀行である東カリブ通貨庁 (ECCA, East Caribbean Currency Authority) を創設し、ドルと等価の共通通貨 (カリブ・ドル) を発行していた事実である。

東カリブ海地域における金融、通貨協力は、かなり早い段階から展開されたが、東カリブ海の七つの小さい島々が、共通中央銀行の創設にふみ切ったのは、イギリスのカリブ通貨庁が解体された一九六五年のことであった (Board of Commissioners of Currency, British Caribbean Territories 及 East Caribbean Currency Authority に改められ、 Barbados, British Guiana, Trinidad, Tobago, Leeward Islands = Antigua, Bermuda, St. Vincent, Grenadines, Windward Islands = Grenada, St. Vincent, Grenadines, St. Lucia, Dominica がそれに属していた<sup>(34)</sup>)。ECCAは、上述のように共通通貨を発行するとともに、外貨準備の管理を行っており、域内の資本移動は自由であるが、関税政策をはじめとする経済政策の協調には、改善の余地が多いといわれる<sup>(35)</sup>。

### (3) 南米の多角清算機構とアンデス基金

第二次世界大戦の直後は、外貨準備に恵まれていたこともあって、南米諸国の経済協力が、一時的に退潮したが、戦後の調整期間が一過するにつれて、域内貿易の促進をはかるためには、双務的清算、決済協定の多角化が、急務とみられるに至った。そのような状況の中で、ECLAは域内のみならず、域外との決済についても、多角清算を実施する可能性を検討することになった。一九四九年には、ECLAの依頼に基いて、IMFが報告書を提出したが、もとも南米の場合は、域内貿易の比重が極めて低く、ドル不足も深刻になりつつあったため、単なる金融メカニズムの改善だけでは、所期の成果をあげることが困難とみられていた。従って多角清算機構の創設を柱とする米州経済協力機構 (Inter-American Organization for Economic Cooperation) の設立を主張したウルグアイの提言についても、国際

機関と協議の上、検討を持続することが、合意されたに過ぎなかった。<sup>(36)</sup>

その後南米の国々は、双務的な貿易、決済協定を締結する一方、しばしばその簡素化と自由化を試みたが、双務協定を墨守する限り、域内貿易の拡大を望みえないことも、明らかであった。かねてより多角的決済の可能性を検討していたECLAは、南米諸国を、EPUに連動させることによって、これらの国々の間における振替の多角化を、達成しようとした。一九五〇年にパリで開催された、IMF総会に出席した南米諸国の代表は、EPUに加盟した場合の影響を非公式に検討したが、この問題は一九五一、五二年のECLA会議においても、検討が持続された。それに基いて、一九五三年には、ECLAのコンサルタントによって、報告書が提出され、各種のプランが提示された。が、具体的な結論をうるまでには至らなかった。しかしながら一九五五年のハーグ・クラブ (Hague Club) において、西ドイツ、オランダおよびイギリスは、ブラジルとの間における双務的な未決済残高を、三か国のいずれかの通貨で決済することを承諾した。その後オーストリア、ベルギー、フランス、イタリア、ルクセンブルグが、この協定に参加したため、ブラジルは主要ヨーロッパ諸国との間における未決済残高の振替を、多角化することに成功した。一九五六年には、アルゼンチンも、上述のヨーロッパ諸国のほか、スイスとスカンジナビア諸国との間においても、同種の取決めを締結したが、アルゼンチンとブラジルの間における未決済残高は、依然として振替をみとめられなかった。<sup>(37)</sup>

一九五六年の十一月、サンチアゴにおいて開催されたECLAの貿易委員会は、双務的決済協定の簡素化とともに、作業部会の設置を提言した。それをうけて、翌年の五月には、域内中央銀行のスタッフによって構成される作業部会が、モンテヴィデオにおいて開催された。そこにおいては、未決済残高に振替性を付与するためのモデル案が作成され、アルゼンチン、ボリビア、チリ、ウルグアイは、この案を採択した。続いて一九五七年五月の第七回ECLA会議と、その翌年の二月、サンチアゴで初会合を開いた専門家会議においては、具体的な結論をうるまでに至らなかった。

たが、ラテン、アメリカにおける決済の多角化を支持する旨の決議が行われた。一九五八年の一二月に、リオデジャネイロで開催された中銀作業部会の第二回会合は、そのための議定書の草案を作成し、貿易委員会の承認を仰ぐことになった。その案はEPUと同じように、自動的な第一カテゴリーの清算と、非自動的な第二カテゴリーの清算に区分されていた。しかしながら一九五九年五月の貿易委員会における討議の結果、決済問題よりも、自由貿易地域の創設問題が優先され、決済問題は貿易自由化の一環として、検討されるに過ぎなかった。一九六〇年の一月にECLAは、域内決済のための特別機関を創設すべきであると提言したが、一九六一年一月のモンテヴェイデオ会議においても、決済問題は、全く検討されず、LAFITAは、決済協定を欠如したまま、発足することになったのである。決済問題が漸くにして論議されることになったのは、中米多角清算機構の設立条約が発効（一九六一年七月）した翌月の一九六二年の九月に開催された、ラテン・アメリカ通貨問題研究センター（CEMLA、Center for Latin American Monetary Studies）の会議の席上であった。<sup>(38)</sup>

そこにおいてトリフィン（Robert Triffin）は、「ラテン・アメリカ清算所および決済同盟」（Latin American Clearing House and Payments Union）と題するペーパーを提出し、貿易面の譲許だけでは、経済統合の目的を達成することができないと主張した。トリフィンは、OEECの経験を引き合いにして、貿易面の取決めは、金融、通貨面の取決めによって、補完されることが必要であると力説した。そのためには、まずラテン・アメリカの中央銀行が、多角清算機構を創設し、決済に伴うコストを節約することが必要であるが、トリフィン案は、中間信用を供与する清算同盟に止らず、交換可能通貨による運転資金を保有し、債務国の求めに応じて自動的に信用を供与する決済同盟の創設を狙いとするものであった。従って加盟国は、保有する金、外貨準備の三％を、清算機構に拠出するか、その一部を預託することを求められる。域内取引の決済を、清算機構経由とするか否かは、加盟国の採量に委ねられるが、清算機



構を經由する取引は、計算単位であるラテン・アメリカ・ドル (Latin American Dollar) に換算される。それは中米多角清算機構と同一の発想であり、それによって清算機構を經由する取引には、ドルによる為替保証が与えられる。<sup>(39)</sup>

一九六四年には、L A F T A の Advisory Commission on Monetary Affairs が、決済問題に関する討議を再開し、一九六五年の半ばには、域内中央銀行のスタッフによって構成されるテクニカル・グループが、域内金融協力の一環として、一連の提言を行った。それは多角清算機構と、双務協定に基く互恵的な信用メカニズムの創設を求めたものであり、信用はドルで与えられる。信用供与の限度は、加盟国間の貿易を基準にして設定され、それが不十分な場合には、特別の追加信用が与えられる。<sup>(40)</sup> 清算は二か月毎に行われ(その後三か月毎に変更された)、ネットの債務が、信用供与の限度額を上廻る場合には、直ちにドルによって、決済されることになっていた。清算機構を經由するか否かは、トリフィン案と同じく、加盟国の採量に委ねられ、清算機構を經由する取引については、ドルによる為替保証が与えられる。清算はペルー中央銀行が代行し、ネットの債務残高は、ニューヨーク連邦準備銀行を通じて、決済される。この提案に基いて L A F T A 中央銀行間の多角的清算と決済に関する協定 (Agreement between the Central Banks of Member Countries of LAFTA) が作成され、一九六五年の九月、この協定は加盟国の中央銀行によって調印された<sup>(41)</sup> (一九六六年の六月に発効)。

協定の前文においては、本協定が金融、通貨統合への第一歩であることが謳われたが、L A F T A 多角清算協定の骨子は、次のようなものであった。①加盟国の中央銀行は、米ドル建のクレジット・ラインを、双務的に提供し合う(当初は無利息) ②清算はペルー中央銀行が代行する。③取引は加盟国中央銀行の双務的勘定に、米ドル建で記録され、ペルー中央銀行に報告された金額に基いて、二か月毎に、清算が実施される。④清算までの期間中といえども、クレジット・ラインを超過する場合は、四八時間以内にドルで決済しなければならない。⑤ネットの債務残高は、ニュー



ヨーク連邦準備銀行を通じて決済される。⑥清算機構を経由するか否かは、加盟国の採量に委ねられる。(これを自由に  
 する場合には、清算機構の効率性が低下するとの反対論もみられたが、逆にその魅力が増加するとの意見が支配的となった。アルゼ  
 ンチン、チリ、コロンビアは、取引の清算機構経由を強制的なものとしたが、アルゼンチンは一九六八年の五月、IMFの八条国に  
 移行するとともに、これを自由にした<sup>(42)</sup>。

本協定の多角性は、債権、債務の清算を、集団的に行うことだけに限定され、加盟国は中間信用の限度額、清算機  
 構を経由する取引の種類、為替管理の取扱について、双務協定を締結しなければならなかった<sup>(43)</sup>。従って当初の協定は、  
 多角清算機構として、不完全なものであったため、一九六八年には、清算機構を強化するために、次のような改正が  
 行われた<sup>(44)</sup>。①清算期間を二か月から三か月に延長する。②双務的クレジット・ラインを拡充する。③関係中央銀行の  
 同意を条件として、未使用信用枠を多角化する。④借方残高に対して付利する(NY連銀の公定歩合マイナス・五%ポイ  
 ント)。さらに一九六九年の九月には、一時的な国際収支の困難に直面した加盟国を支援するため、サント・ドミンド  
 協定(Santo Domingo Agreement, Multilateral Mutual Assistance Agreement to correct Temporary Deficiency of Liquidi-  
 ty)が調印され、一九七〇年の第六回LAFTA金融通貨政策審議会において、その細則が承認された<sup>(45)</sup>。

LAFTA多角清算機構の清算実績は、一九六六年半の二百萬ドルから、一九七一年初の一五六萬ドルに増大し、  
 ネット債務残高のドル決済も二百萬ドルから一九九萬ドルに増加したが、その比率が三〇%から一二%に低下した<sup>(46)</sup>  
 とは、相殺可能性が増大したことをいみする。しかしながらEPUや中米多角清算機構の場合と同じく、LAFTA  
 多角清算機構においても、恒常的な債権国(アルゼンチン、メキシコ)と、恒常的な債務国(ブラジル、ウルグアイ、ヴェ  
 ネズエラを除く国々)の対立がみられるに至った<sup>(47)</sup>ことは、注目に値する。それを是正するためには、長期的な産業補完計  
 画の推進と、黒字国の供与した引出権を見返りとする域外の資金援助が必要とされたのである。

(表1) ラテン・アメリカの多角清算実績  
(1986—1988年)

(単位百万ドル)

	年	取引額 (1)	清算額 (2)	外貨決済額 (3)	(4) = 3 ÷ 1
中米多角清算機構	1986	189.0	149.0	40.5	27.1
	1987	210.5	165.0	45.5	21.6
	1988	98.0	64.0	34.0	34.6
L A I A多角清算機構	1986	6,268	5,289.5	978.5	15.6
	1987	5,360	4,591.9	768.1	14.3
	1988	6,115	5,193.8	921.2	15.6

(出所) UNCTAD, *Review of Developments in the Area of Trade and Monetary and Financial Co-operation among Developing Countries*, Geneva, 1989, p. 17, Table 4.

L A I Aの発足とともに、一九六五年九月のL A F T Aの多角清算と決済に関する協定は、一九八二年の八月のConvention on Reciprocal Payments and Creditsによって代替されることになったが、それは多角協定と加盟国相互の双務協定によって構成され、細目はL A F T Aのスキームと同一であった。L A I Aの加盟国は、一九八〇年半の経済危機の中で、クレジットラインを費消しただけでなく、清算期限が到来する前に、債務残高の決済を求められるに至ったため、L A I A多角清算機構は、一九八七年に事実上機能を停止せざるをえなかった<sup>(48)</sup>。

それに対して、L A F T Aから分化したアンデス・グループは、一九七四年の初頭以来、共同準備基金の創設について、検討を続けてきたが、一九七六年に、アンデス・グループの加盟五か国は、アンデス準備基金(Andean Reserve Fund)の創設に関する条約に調印した(一九七八年六月実施)。アンデス準備基金は、清算、決済同盟とは異なり、加盟国の国際収支が不均衡に陥った場合や、為替、通貨、金融政策の調和をはかるために、金融支援を行うほか、外貨準備の運用を改善することを目的とする機構である。基金には総会(加盟国の蔵相によって構成される)、中銀総裁会議のほか、理事会が設けられ、専務理事はスタッフを統轄する。国際収支の不均衡を支援するための融資は、国際収支の赤字額と拠出額、および域内から

の輸入を考慮して決定される。借入れをうけるためには、外貨準備の不足を宣言し、理事会によって、それが確認されなければならない。借入れをうけようとする加盟国は、国際収支の改善策について、報告を行うとともに、カルタヘナ協定の義務を履行しなければならない。また国際収支を改善するために、金融の引締めを行う場合には、域内からの輸入に影響を与えないことを、約束しなければならない。その他には、債務の支払義務を履行していること、既往の借入れを返済してから一年以上経過していることが条件とされる。借入れの期間は一年間であるが、三年まで延長することが可能である。<sup>(49)</sup>

資本金は四年以内に、加盟国が二一〇百万ドルを拠出することになっていた(コロンビア、ペルー、ヴェネズエラは、四年以内と各六〇百万ドル、ボリビアとエクアドルは、八年間に各三〇百万ドル<sup>(50)</sup>)。そのほかにも基金は、預金の受入れや、債権の発行などによって、資金を調達し、あるいは、第三国や国際機関からの拠出によって、特別基金を設定することが可能である。<sup>(51)</sup>その後一九八七年の七月、カラカスにおいて開催された首脳会議において、ペルーの大統領は、共通通貨として、ペソ・アンディーノを創出すべきであるとの提言を行った。それはドル、円、マルクなどの一六通貨によって構成される通貨バスケットの合成価値によって決定され、当初は計算単位に過ぎないが、将来はペソ・アンディーノ建債券の発行や、域外との決済に使用することなども検討されたが<sup>(52)</sup>、現状では多分に先物買いの感を免れない。なおアンデス準備基金は、一九九一年にL A I A加盟国にも拡大され、基金の規模は、一〇億ドルに達した。<sup>(53)</sup>

(注)

- (1) Miguel S. Wionczek, *Economic Cooperation in Latin America, Africa and Asia, a Handbook of Documents*, Cambridge, Mass., 1969, p. 321.
- (2) エルサルバドルだけは、清算機構経由の清算を強制した (Central Bank of Philippine, *Central Bank News Digest*, No. 24, 1972, p. 7).

- (c) F. A. G. Keesing and P. J. Brand, "Possible Role of Clearing House in The Latin American Regional Market", *IMF Staff Papers*, Vol. X, No. 3, Nov, 1963, pp. 401-402.
- (4) 大原義範編『中米共同市場』(アジア経済調査研究双書、第一三四集)、アジア経済研究所、一九六七年、一六二ページ。尚その時点は明かでないが、同書によると、清算機構を経由した決済総額の七五%は、銀行小切手と個人小切手であり、銀行券は二〇%を占めていた。
- (5) Keesing, *op. cit.*, pp. 406-407.
- (9) F. V. K. Fitzgerald and Edwin Croes, "The Regional Monetary System and Economic Recovery," in George Irvin and Stuart Holland (eds.), *Central America: The Future of Economic Integration*, Boulder, 1989, p. 140.
- (7) Keesing, *op. cit.*, pp. 405-407.
- (8) Central Bank of Philippine, *op. cit.*, p. 7. なお一九七〇年には、域内輸入を促進するため、ローカル・カレンシーに対する銀行のマーシンの廃止、印紙税の撤廃が行われた (*Ibid.*).
- (9) Keesing, *op. cit.*, p. 407.
- (10) Central Bank of Philippine, *op. cit.*, p. 7.
- (11) Wionczek, *op. cit.*, p. 332 ff. 一九六三年には金融政策の調整をはかる為、正式の条約を求める声があったが、法的制約や、中央銀行の独立性保持の観点から、その構想は実現しなかった。一九六四年の通貨同盟条約は、自発的な中銀間の金融、為替信用政策の協調を通じて、通貨同盟の基盤を育成しようとするものであり、一九六六年までは決済問題に、その後は地域的準備基金の創設に活動の重点がおかれた。 (*Ibid.*, p. 333)
- (12) UNCTAD, *Payment Arrangements among the Developing Countries for Trade Expansion*, Geneva, 1966, p. 10.
- (13) Central Bank of Philippine, *op. cit.*, p. 8.
- (14) Constantine Michalopoulos, "Payments Arrangements for Less Developed Countries: The Role of Foreign Assistance", *Essays in International Finance*, No. 102, Princeton, 1973, p. 21.
- (15) Central Bank of Philippine, *op. cit.*, p. 8.
- (16) Mario Rietti, *Money and Banking in Latin America*, NY, 1979, pp. 197-198.
- (17) Jorge Salazar-Carrillo and Irma T. de Alonso, "Mexico as a Potential Market for Central American and Caribbean

- Products" in Alonso, (ed.), *Trade, Industrialization and Integration in Twentieth-Century Central America*, Westport, 1994, p. 90.
- (18) FitzGerald, *op. cit.*, p. 141.
- (19) *Ibid.*, pp. 141-143. そのほか、フイッツジェラルドは、貿易金融の調整や、短期の未決済残高をより長期的にリファイナンスするメカニズムを欠くとともに、「中米ペソが計算単位に止り、域外の決済に使用できなかったことを、中米清算機構の欠点として指摘している (*Ibid.*, p. 141).
- (20) Michalopoulos, *op. cit.*, p. 13.
- (21) Jackie Karunasekera, *Regional Cooperation: Recent Development*, (Report No. 15), London, 1988, p. 13.
- (22) Central Bank of Philippine, *op. cit.*, p. 7.
- (23) Michalopoulos, *op. cit.*, p. 17.
- (24) FitzGerald, *op. cit.*, p. 146.
- (25) Rolf J. Langhammer and Ulrich Hiemenz, *Regional Integration among Developing Countries*, Tübingen, 1990, p. 31.
- (26) Salazar-Carrillo, *op. cit.*, p. 258.
- (27) William G. Demas, *Essays on Caribbean Integration and Development*, Jamaica, 1976, p. 114.
- (28) Richard W. Edwards, Jr., *International Monetary Collaboration*, NY, 1985, p. 304.
- (29) Shalendra J. Anjaria, et al., *Payment Arrangements and the Expansion of Trade in Eastern and Southern Africa*, (IMF, Occasional Paper, No. 11), Washington, 1982, p. 48. Von Bernhard Fisher, "Finanzielle Zusammenarbeit zwischen der Entwicklungsländern," *Weltwissenschaft*, Nr. 1, 1983, S. 163, Tabelle 1 註' 表紙裏面及び 田代氏レポートを参照。
- (30) Fisher, a.a. Q. S. 163.
- (31) Langhammer, *op. cit.*, p. 33. UNCTAD Secretariat, *Review of Development in the Area of Trade and Monetary and Financial Co-operation among Developing Countries*, (TD/B/C.7/92), Geneva, 1989, p. 19 (以下 *Review* を省略)
- (32) UNCTAD, *Review*, p. 19.
- (33) Richard L. Bernal, "CARICOM: Externally Vulnerable Regional Economic Integration," in Roberto Bouzas and Jaime Ros (eds.), *Economic Integration in the Western Hemisphere*, Notre Dame, 1994, pp. 180-181.

- (34) Steve H. Hanke, Lars Jonung and Kurt Schuler, *Russian Currency and Finance*, NY, 1993, p. 180.
- (35) Charles Collvins, *Alternatives to the Central Bank in the Developing World*, (IMF Occasional Paper, No. 20), Washington, 1983, pp. 14-15. Edward, *op. cit.*, p. 304.
- (36) Victor L. Urquidi, *Free Trade and Economic Integration in Latin America*, Berkely, Los Angeles, 1964, pp. 25-26.
- (37) *Ibid.*, pp. 27-30. 一九五五年にブラジルは、EPU加盟国とともに、ハーグ・クラブに、アルゼンチンは一九五六年にパリ・クラブ (Paris Club) に加盟した。これらのクラブは、双務的決済協定の廃止、加盟国間における決済、貿易協定の無差別化、公定相場による通貨の振替性を規定していた (ブラジルとアルゼンチンは、複取為替相場制度を採用していた)。EPUを域外の国々に拡大するか否かは、双務的な交渉に委ねられ、理事会は、その管理に関与しなかった (Jacob J. Kaplan and Günthe Schleiminger, *The Eurobean Payment Union*, Oxford, 1989, p. 236).
- (38) Keesing, *op. cit.*, pp. 399-401. L A F T A の創設に当って、決済問題が関心をもたれなかった理由は、双務協定それ自体が、一九五八年に「四」一九六二年にはアルゼンチン関係の一協定に過ぎなくなっていたためであり、そのような状況においては、工業製品の輸出金融に関心が向けられた (*Ibid.*, p. 401).
- (39) *Ibid.*, pp. 409-411. トリノン案は、R. Triffin, *The World Money Maze*, New Haven, 1966, p. 478. ff に収録されている。
- (40) Rietti, *op. cit.*, p. 200.
- (41) Wionczek, *op. cit.*, pp. 347-348.
- (42) Central Bank of Philippine, *op. cit.*, p. 9. 清算機構は、為替保証について、明確に規定しなかったが、実質的には米ドルにこそ為替保証が与えられた。また加盟国は交換性を約束した (UNCTAD, *Payments Arrangements among the Developing Countries for Trade Expansion* (Report of the Group of Experts), NY, 1966, p. 28 (以下 *Payments Arrangements* と略称))。
- (43) UNCTAD, *Payments Arrangements*, p. 11. 加盟国の間においては、一九六六年の六月、一四のクレジット・ラインの交渉が行われ、一九七二年にクレジットの総額は三四、一七二百万ドルに達した。その他加盟国の中央銀行は、特別の互恵的クレジット・ライン (extraordinary reciprocal lines of credit) の交渉を行った (Central Bank of Philippine *op. cit.*, p. 9).
- (44) Central Bank of Philippine, *Ibid.*
- (45) (財)世界経済情報サービス「中南米の経済統合の現状と展望」『ARCレポート』昭和五一年八月二二日、一九ページ。本協定に基づくクレジットラインは三千万ドル、返済期間は四カ月であるが、一年まで延長することが可能であった (Karunasek,



era, *op. cit.*, p. 14)。本来は清算機構のネット債務残高を、リファイナンスすることが目的であったが、一九八一年の一月には、天災やグローバルな国際収支の赤字に対する支援も、可能になった (Edwards, *op. cit.*, p. 309)。本信用メカニズムを利用するに当たっては、清算機構における決済状況、グローバルな国際収支の赤字、外貨準備の不足などの予め定められた基準に基いて、借入れの限度が決定される。本信用メカニズムは、LAFTA Council of Financial and Monetary Policy によって、管理される (Central Bank of Philippine, *op. cit.*, p. 9)。

(46) Central Bank of Philippine, *op. cit.*, p. 10. 清算までの期間におけるクレジットライン超過分に対するドル決済は、本文記載の期間中に、一百万ドルを記録した。また清算機構経由を義務づけた国々の域内輸入に対する債務残高の比率は、アルゼンチン三六%、チリ七二%、コロンビア五九%であり、これを自由にしたメキシコ六〇%、ペルー六五%、パラグアイの一〇%を下廻ったが、タイム・ラグのほか、債務残高には、輸入以外の債務が含まれていたことを考慮することが必要である。(Ibid.).

(47) *Ibid.*

(48) UNCTAD, *Review*, pp. 16-17. 一九八〇年代の経済危機の中で、ラテン・アメリカ諸国では、流動性の不足に対処するため、バーター取引が増大した (Langhammer, *op. cit.*, p. 26). 細野昭男教授によると、L A I A の多角清算制度は、重要な役割りを担い、清算額は一九九二年に一三六億ドル、一九九四年に一一八億ドルで、域内貿易の六七%に達したとのことである (細野昭男『APECとNAFTA』有斐閣、一九九五年、一六〇ページ)。

(49) Edwards, *op. cit.*, pp. 310-311. 基金は保証を与えることも可能であり、アンデス開発公社の債券や、加盟国の貿易関連銀行引受手形に投資することも可能である (Breda, Pavlić, Raúl R. Uranga, Boris Cizelj and Marian Svetlić, eds., *The Challenges of South-South Cooperation*, 1983, pp. 202-203. 支援をつけるに当って、ボリビアは相対的後発グループとして、優遇を与えられた。一九八七年の九月に、ベネズエラは、二七一百万ドルの借入をうけた。借入の金利は三か月物 Libor + 0.5% (Karnasekera, *op. cit.*, p. 16) アンデス準備基金の年間融資額は、一九八六年が二九六・二百万ドル、一九八七年五三四百万ドル、一五八八年上半期が二二二百万ドルであった (UNCTAD, *Review*, p. 18, table 4)。

(50) IMF, *Report on Exchange Arrangements and Exchange Restrictions*, Washington, 1979, p. 27. なお一九八七年の資本金は、五億ドル (拠出額は四三四百万ドル) であり、コロンビア、ペルー、ヴェネズエラが各一二五百万ドル、ボリビアとエクアドルの拠出は各六二・五百万ドルであった (Karnasekera, *op. cit.*, p. 16).

(51) Pavlić, *op. cit.*, pp. 202-203.

(52) 『為替市場』四二四号(一九八四年一月)、二七ページ。

(53) 細野、前掲書、一六〇ページ。

## む す び

ラテン・アメリカにおける地域的多角清算機構の機能停止が、一九八〇年代の経済危機下における一時的な現象であるか、それともラテン・アメリカにおける経済統合の挫折を象徴するものであるか否かは、速断することが困難である。しかしながらラテン・アメリカの地域的多角清算機構がモデルとしたEPUが、双務的振替の多角化を狙いつし、OEECの自由化計画とも相俟って、部分的な交換性の回復を導いたのに対して、ラテンアメリカ、とくに南米の場合は、皮肉にも双務協定が殆んど廃止された段階において逆に導入されたことは、歴史のアイロニーとも称すべき現象である。従ってその目的は、経済の多角化よりも外国為替の、節約におかれていたが、国際間の決済は、零細な国内の取引にみられるように、取引の都度、それに対応する現金の授受を必要とするものではない。外国為替取引は、ニューヨークやロンドンのような金融センターの本店勘定、あるいはデポ銀行における預金勘定の貸借記によって決済され、決済が一か所に集中されるか、数か国の銀行勘定に分散されるかの差異があるとしても、両者は原理的に何ら異なるものではない。清算機構の場合には、中間信用が与えられ、さらに決済同盟の場合には一定のクレジットラインが供与されるが、外国為替市場を経由する決済の場合にも、ユーザンスの供与や、銀行間におけるクレジットラインの設定がみとめられているほか、金融市場における再割引を通じて、期限前に資金化をはかることも可能である。従って市場を経由する多角的決済よりも、多角清算機構を通ずる決済の方が、外国為替の節約に寄与するとの論理には、俄に首肯し難いものがある。

加えてラテン・アメリカの場合には、交通、通信手段の発達が遅れているため、域内相互の通信や情報の伝達は、ニューヨークとの間における電信代替はもとよりのこと、郵便代替の場合に比しても、より多くの時間を要することが懸念されていたのである。<sup>(注)</sup>むしろ多角清算機構のメリットは、為替相場の不安定な時代に、為替保証が与えられる点にあるが、ラテン・アメリカの多角清算機構においては、価値の不安定化なドル、またはドルと等価の計算単位が使用されるに過ぎなかった。もともと多角清算機構は、過渡的な制度に過ぎないのであり、ラテン・アメリカにおける地域的多角機構の挫折の歴史は、その墓碑銘のようなものではなかったかとも思われるのである。

(注) F.A.G. Keesing and P.J. Brand, "Possible Role of a Clearing House in the Latin American Regional Market," *IMF Staff Papers*, Vol. X, No. 3, Nov. 1963, pp. 421-422.